

## 平成29年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成29年12月6日（水）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問  
日程第 2 議案第38号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について  
日程第 3 議案第39号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について  
日程第 4 議案第40号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
日程第 5 議案第41号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
日程第 6 議案第42号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○出席議員（12名）

1番	小林	武雄	議員	2番	針ヶ谷	稔也	議員
3番	本間	清	議員	4番	亀井	伝吉	議員
5番	島田	麻紀	議員	6番	荒井	英世	議員
7番	今村	好市	議員	8番	小森	谷幸雄	議員
9番	延山	宗一	議員	10番	黒野	一郎	議員
11番	市川	初江	議員	12番	青木	秀夫	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町	長
中里	重義	副	町長
鈴木	優	教	育長
根岸	一仁	総	務課長
小嶋	栄	企	画財政課長
峯崎	浩	戸	籍税務課長
山口	秀雄	環	境水道課長
根岸	光男	福	祉課長
落合	均	健	康介護課長
橋本	宏海	産	業振興課長
高瀬	利之	都	市建設課長
多田	孝	会	計管理者

小野田	博	基	教育委員会 事務局 長
橋本	宏	海	農業委員会 事務局 長

---

○職務のため出席した者の職氏名

伊藤	良	昭	事務局 長
川野辺	晴	男	庶務議事係 長
小林	桂	樹	行政安全係 長兼 議会事務局 書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○青木秀夫議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○青木秀夫議長 まず、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

---

○一般質問

○青木秀夫議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、本間清議員。

なお、質問の時間は60分です。

[3番 本間 清議員登壇]

○3番 本間 清議員 おはようございます。3番、本間です。よろしくお願いたします。

12月に入りますと寒さが一段と身にしみますと同時に、今年のカレンダーも残り1枚となり、この1年間を振り返ってみますと、年を重ねるごとに歳月の流れのスピードが加速されているのではと思うぐらい速くなっているのを感じております。

さて、今日の一般質問は、初めに役場新庁舎建設工事に関してお聞きします。役場新庁舎建設工事は、平成24年7月、第1回庁舎基本計画検討委員会が開催され、その後10回ほどの建設委員会で検討され、平成28年12月の第4回町議会定例会で、建築面積約1,800平方メートル、延べ床面積約4,150平方メートル、高さ約17メートル、地上3階建て鉄筋コンクリートづくりで、平成30年6月完成を目指した役場庁舎建設工事契約議案が可決され、本契約を締結し、建設が着工されていると承知しているところであります。この建設工事の進捗状況は、平成29年1月号からの「広報いたくら」に毎月掲載されています。そして、12月の広報紙では新庁舎建設工事の進捗状況として、建物1階部分の鉄筋、型枠、コンクリート工事を行っているとの写真のレポートが掲載されています。このことから、建設工事は順調に予定どおり完成を目指しているものと思いません。

そこで、杭工事が完了したとの報告がありましたので、確認しておきたいことがあります。2015年横浜市において杭の先端が支持地盤に達していないことにより建物の一部が沈下したマンションが発覚し、ついにはマンションの建て替えをすることになったことはまだ記憶に新しいところであると思えます。板倉町の新庁舎建設の地盤については、ボーリング調査等の地盤調査で支持地盤がかなり深く、新庁舎の荷重を支持地盤に負担させる必要から1本の杭では届かないため、杭を継ぎ支持地盤に到達させる設計と聞いておりました。杭工事については、杭の埋設が建物の下になってしまうため、後日問題が発見された場合修復ができませんので、発注者としても横浜市の傾斜マンションの教訓を学び、杭の先端が支持地盤に到達し建物の荷重

を十分に支えることが可能な地盤の確認であることは必要なことではないかと思えます。町としてはこのことについて工事監理者に確認をとりましたか、あるいはその旨報告があったのですか、お聞きしたいと思います。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 それでは、新庁舎の杭工事についてのご質問にお答えをしたいと思います。

新庁舎建設に係る杭工事については、平成29年6月22日より8月12日までで完了しております。杭工事は、ボーリング調査を行い、支持層、いわゆるかたい地盤でございます、を調査し設計されております。参考ですが、新庁舎の用地のボーリング調査によりまして、深さ33メートルに支持層があると確認をされております。さらに、設計どおりに支持層があるか、試験杭等により確認をしているところであります。また、杭工事は近隣への騒音や振動に配慮したプレボーリング工法を採用しております。この工法は、掘削機により穴を掘り、モルタルを注入し、杭を差し込んで、杭の先端と杭周りの摩擦により建築物を支える工法であります。

また、杭工事の検査であります、国交省で策定しております工事監理ガイドラインに沿って行われておりまして、試験杭から工事監理業者であります松田平田設計と町の担当者により確認を行い、その後も定期的に立ち会いながら、細部については全本数の施工記録及び写真により確認をしております、全41本全てにおいて設計どおり完成しているというような状況でございます。

以上でございます。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 ただいま確認がとれましたということの答弁がありましたけれども、その内容について幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、杭の先端が支持地盤に届いたとの確認というのはどのような方法でやるのでしょうか。

○青木秀夫議長 小嶋課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 杭工事が支持層に届いたと、かなり専門的な言葉になろうかと思えますけれども、積算電流値というのをを用いまして、その積算電流値のデータを確認しているところでございます。それと、写真によりまして確認をしているところでございます。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 そうしますと、そういった方法で確認したということで承知したところでございます。

次に、一般的な個人住宅を建設する場合でも地盤調査というのは行いまして、3カ所ぐらい基準にやっていると聞いておりますけれども、役場庁舎のボーリング調査というのは結果的に何カ所やったのでしょうか。

○青木秀夫議長 小嶋課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 ボーリング調査は3カ所を実施しております。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 そうしますと、その3カ所をやったということで、板倉町庁舎の杭打ちはそれで対応できるということでしょうけれども、先ほどボーリング調査によって33メートル層があるということでしたけれども、この33メートル層に対して杭というのは全部で49本打ったということですが、全部同じ長さの杭なのですか。一般的に杭の長さは1本20メートルが標準というようなことも聞いておりますけれども。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 杭は全て41本を打っておりまして、その41本全てで同一の33メートルで支持層があるということではございません。若干場所の違いによりその長さというものは違うということになります。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 そうしますと、その41本の杭の長さは必ずしも20メートル全部ではないということですね。

○青木秀夫議長 小嶋課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 杭の長さというのは、杭ごとに若干でありますけれども長さは違う、33メートルが支持層でありますので、それを基本にしておりますが、その場所場所によって若干杭の長さは違うということになります。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 そうしますと、全部同じ長さではないということですが、20メートル杭が何本あって、継いだ杭が何本ということまではまだおわかりになっていないということですね。

○青木秀夫議長 小嶋課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 ご質問でございますけれども、1本20メートルの杭でありますので、33メートルまで届かせるとなると、1カ所について2本の杭を使うということで、あとはその場所によってその長さを調整するというようなことになります。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 そうしますと、後で教えていただければと思います。継いだ杭が何本あったかということですね。

そうしますと、先ほどの横浜の傾斜マンションのその後ということですが、今年の5月に解体工事が始まり、建設工事発注者は施工に携わった3社に対して傾斜問題に関して3社とも責任があると主張して、総額約459億円の損害賠償を求める訴訟を起こしたという新聞記事が1週間ほど前に掲載されておりました。やはり基礎になる部分の工事というのはいかに大事かということがおわかりになっていただけるかなと思います。

次に移ります。一般的に杭工事は地盤調査に基づき、地盤の許容応力度を算定した設計でも、当初の設計に変更が生じることがあると往々にして聞いております。そこで、お聞きしますが、杭工事において当初設

計に比較し変更が生じたことはなかったのですか。変更が生じたのであれば、変更概要を教えてくださいと思います。

○青木秀夫議長 小嶋課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 杭工事につきましては、監理業者であります松田平田設計のほうから施工どおり完成したというような報告を受けておりますが、当然現場におきましては細部の変更等々あるかと思えます。ただ、現時点で私どもは設計どおりに杭工事については完了しているというようなことを受けておりますので、細かい点の変更につきましては承知しておらないというようなところがありますので、今担当のほうで確認をさせて、そのようなことが報告があったかどうか後ほどご答弁したいと思います。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 大きな変更事項がありましたら建設委員会でお知らせいただければと思います。

それでは、今後とも町及び建設関係者と連絡を密にし、工事完了まで適切に工事を進めていただきたいと思えます。

次に、役場庁舎建設委員会の今後についてお聞きします。今年6月1日に第12回建設委員会が開催され、造成計画の説明と現場見学会が実施されましたが、以前の建設委員会での示された外観及び内観イメージパースを思い描き、一日も早い完成が待たれているところであると思えます。この建設委員会、委員31名、任期は委嘱または任命の日から完了するまでの期間とするとありますが、新庁舎の完成をもって建設委員会は役目を終え解散することは理解しておりますが、今後どのようなときにどのような事案で建設委員会が開催されるのか、お聞きしたいと思います。なお、先日第13回建設委員会が今月に開催され、庁舎の主な内容、仕様、仕上げについての協議案内がありましたが、これらも含めてお聞かせいただければと思います。

○青木秀夫議長 小嶋課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 庁舎建設委員会の今後についてのご質問ですが、その前に先ほどのボーリング調査のところで訂正をさせていただきます。

ボーリング調査については、先ほど「3カ所」というふうな答弁しましたが、正確には「4カ所」であるということですので、修正させていただきます。

それでは、庁舎建設委員会の今後につきましてご答弁申し上げます。庁舎建設委員会はこれまで12回開催しておりまして、直近では平成29年の6月1日に開催をしております。庁舎建設委員会は、庁舎建設に関して総合的な意見集約及び審議が目的でありますので、竣工まで継続することになります。また、今後でありますけれども、今月、12月であります。第13回目の庁舎建設委員会を開催したいと計画し、既に通知を発送しているところであります。主に庁舎の内装についてご検討をいただく予定でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、その後であります。審議、検討事項等、工事の進捗状況など必要な時期を見て開催したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 そうしますと、具体的にあと何回委員会を開催するというのはわからないわけです。

ね。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 必要に応じて開催をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 では、そのように理解いたしました。

それでは、次に役場新庁舎建設現場見学会の実施について提案をさせていただきます。板倉町においてこのような大規模な公共事業はそう多くあるものではありません。この庁舎建設工事にはたくさんの業種の人々が携わり、その人々の汗と技術の成果として完成し、竣工を迎えることとなります。工事の職種の一列を挙げますと、まず地盤調査を行い、地盤の強度を推定する技師、そして建物の用途、規模等、また経済性等を考慮し設計する建築士並びに構造建築士、電気及び空調等の設備技師、建設機械操作技師、土工、配管工、大工、タイル工、内装業者、インテリア担当など、数えるとどれほど多くの技師や職人の人々がかかわっていることでしょうか。この建設工事は板倉町の一大ドキュメントになると言っても過言ではないと思います。

そこで、この建設工事を町内の中学生に竣工後の役場業務を開始する前に見学会の開催を要望したいと思います。特に中学生を見学対象者にと考えましたのは、先ほど申し上げましたように、この建設工事にはたくさんの業種の人々が携わっていることから、中学生が将来職業を選ぶとき、この体験が自分のなりたい職業選択の一つの可能性につながることもあるのではと考えましたからです。中学生に職業教育の一環として工事中の現場見学会を実施していただき、その際この建設工事に携わっている一部の技師や職人の方にこの職業を選んだ理由ややりがい等について経験談を話していただける時間をつくっていただくことは、将来つくであろう職業を考える場合一つのきっかけあるいは参考になることがあるのではと考えます。

しかし、工事中の現場ですから、見学者への安全面の十分な配慮や工事の一時的中断も考慮しなければならぬでしょうから、たやすいことではないと十分承知はしておりますが、この現場見学会は完成するまでの期間、今でしかできないことです。我が町の中学生が今後高校、大学へと進学あるいは就職する際に、少しでも子供たちの参考になればと思います。ぜひご検討いただければと思いますが、どのようにお考えになりましたでしょうか、お考えをお聞かせください。

○青木秀夫議長 小嶋課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 新庁舎に係ります中学生に対しての工事現場見学についてであります。新庁舎建設は本町にとって一大プロジェクトであり、これからを担う中学生にとって将来の進路選択や町や庁舎への愛着を深めることに大変有効であると考えております。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、工事現場は一般者の立ち入りは非常に危険であり、作業を中断した上、安全などを確保し、見学通路などの設置も必要でありますので、容易にできるものではないと考えております。工事の進捗状況及び安全確保を勘案して検討したいと考えております。

さらに、中学生だけではなく、中学生も含めてということになりますけれども、町民の方を対象とした見学会も実施できればと考えておりますので、あわせてその実施方法等につきまして、実施時期につきましてもあわせて検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 なかなか難しいことを言っておるということは私自身も承知しておりますけれども、ぜひ前向きにご検討いただければと思いますけれども。

次に、教育長にそのことについてお聞きしますが、この現場見学会は実際に建物の内部をみずからの目で見て確かめる体験学習になろうと思いますが、子供たちにとってもきっと有意義なことになると思いますが、教育長はどのようにお考えになりましたでしょうか、お聞きします。

○青木秀夫議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 非常に将来の仕事といいますか、職業選択についてはいろいろ考えるところがあると思いますので、この意味では非常にいい企画であろうかなと思っています。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 この庁舎建設の発注者は板倉町ですから、工事関係者への多少の融通というものはきくと思いますので、ぜひその方向に持っていただければありがたいなと思っています。

そして、私としては、この現場見学会へのもう一つの思いというのがあります。それは、未完成と完成された姿を対比した記憶を板倉町の風景の一つとして大人になってからもとどめていてほしいと思ったからです。子供たちに郷土を愛する心を育てようといったスローガンはよく耳にしますが、このような一つのきっかけにより、将来板倉町を担う人物が一人でも多く出てもらえればと思っています。

次に、各公民館等で企画、参加募集をしているハイキング教室等についてお聞きします。子供や一般町民を対象に実施しているキャンプやハイキング教室など、参加者を募集したり、地震や洪水等の自然災害が発生した場合、被災地にバスを派遣するボランティアを公募し、参加者から参加費用を実費だけ集めて被災地に向かうことや、婚活ツアーを企画し、参加者を集合場所から会場までバスで送迎し、バーベキューなどを楽しみながら交流するといったことは町の事業の一環として一般的なこととおもっておりましたが、これが旅行業法違反のおそれがあり、指摘があるまで問題があると認識しておらず、企画され、募集をかけて参加者を集めながら中止せざるを得なかった自治体もあり、企画運営を見直し、業者に依頼したとの報道もありました。

なお、旅行業とは簡単に言うと、報酬を得て旅行業務を行う事業のことです。ここで言う事業とは、ある行為を反復継続して行うことです。各自治体が行っている広報やチラシ等を配って不特定多数の人を対象に募集をかけ、移動や宿泊に係る費用を受け取ることが問題になり、ボランティアや各自治体が企画するものであっても法律違反になる可能性があるのです。観光庁観光産業課によると、参加者を公募し、参加費を受取った時点で旅行業法に抵触するとしており、主催団体が利益を得ない場合も徴収は認められないとのことです。実費だけでも注意が必要です。これらの行為は国及び県への登録業者に限られています。町では各公民館で参加費用を集めてハイキング教室等を実施していますが、旅行業法上の取り扱いについてどのような認識をお持ちなのでしょうか、お聞かせください。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 ただいまの質問に対してお答えを申し上げます。

自治体がツアーを実施する場合に旅行業法の無登録営業に当たるのでないかとの報道が一部出たところでございます。そこで、国土交通省観光庁から旅行業法の取扱いについてということで、今年の7月28日付で通知がされたところでございます。それに基づきまして、この通知におきましては、自治体がツアーを実施する場合は、営利性、事業性がなく、旅行業法の適用を受けない場合が多いと考えられるということでございますが、それぞれのツアーのケースを総合的に判断する必要があるということでございます。判断の基準といたしましては、先ほど本間議員申されたとおり、参加者から徴収する金員では収支を償うことができないこと、それと日常的に反復継続するものでないこと、それともう一つ、不特定多数に対して募集するものでないことの3つでございます。

そこで、教育委員会に関係する事業について検討したのでございますが、まず板倉町あるいは子育連が主催となります自然体験スクールでございますが、小学5年生を対象としております。健全育成を目的に毎年実施をしておりますが、この事業については主催者が町あるいは教育委員会ということでございます。あと子育連もありますけれども、実質的に事業の企画から運営に至るまで関与しておりますが、事業費の7割が公費ということになります。それと、参加者負担は3割ということで、募集範囲も限定を、5年生ということで限定をしているということで、この事業の性格からして営利性、事業性はなく、旅行業法で定義されているものには該当しないものということで判断しております。今後とも自然体験スクールの安全確保のため、事業内容の充実に努めていきたいというふうに考えております。

また、東部公民館と北部公民館におきましてハイキング教室をそれぞれ年3回実施しております。そのうち2回は町のバスを使用している、2回が町バスを利用してハイキングであります。運送をみずから行う場合は旅行業に当たらないとしておりますので、これは大丈夫かと思っておりますが、もう一回は観光バスを利用しているということでございます。こちらは参加費で経費を賄っているということや、参加を広く募集しているということで、旅行業法に抵触するかもしれないという判断のもと、今年度は実施を見送ったところでございます。今後につきましては、この通知を念頭に置いて実施方法を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 ただいま観光庁から自治体に関与するツアー等実施にかかわる旅行業法上の取り扱いについて通知があったということですが、やはりこの通知が出るということは、多少なりとも問題点があったのかなと思います。各自治体で企画運営されてきたバスツアーというものは非営利が原則ですので、それで長年実施してきており、気づかない点もあったかなと思います。確かに旅行業法上の取り扱いについて読んでみますと、線引きはどこにあるのかというのがちょっと難しいところがあるかなと思いましたが、ただいまのハイキング教室などは年に1回ぐらいはいいだろうぐらいのことは書いてありましたけれども、こういったことを今後注意して実施していただければと思っております。

次に、町有バス運行についてですが、28年度主要施策成果の中に、会議、大会、研修等行政上必要な業務に運行され、運行日数87日、利用者数2,619人と記載がありますが、この中に旅行業法に抵触するようなことはなかったのですか、お聞きします。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 まず、総務課のほうで管理をしております町有バスを貸し出す場合ですが、その規定がございます。年間、ただいま本間議員がおっしゃいました今回運行したのものに関しましては、全て規定に基づいて貸し出しをしております。ということで、特定の営利を目的とするような事業に一切貸しておりませんので、観光業に触れるようなものはなかったと認識しております。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 そうしますと、町有バスなどを使いまして行政区長の研修会とか、民生児童委員、更生保護司、婦人防火クラブといろいろありますけれども、特に問題はないということで理解してよろしいですね。

もう一つお聞きしますが、この町有バスは運行を開始してから運行年数も長いと聞いております。いずれ買い替えの検討もしなければならない時期が来るのかと考えますが、この町有バスの保有を邑楽郡内でも廃止する自治体も出ています。町有バスのこれからの購入費、維持費、人件費等を勘案しての結果と考えますが、町としては今のところこの件に関してどのようなお考えをお持ちなのでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 町有バスに関しましては、ただいま議員がおっしゃいましたように、邑楽郡内でも現在保有しているのは板倉と明和ということになっております。つい先日邑楽町におきましては、長年所有しておりましたバスをオークションにかけまして売却をしてしまったという状況になっております。

現在板倉で持っておりますバスを今後どうするかということですが、まだ板倉のバスは現在、平成14年に購入したわけなのですけれども、現在走行距離が約27万キロになっています。ということは、バスの寿命を考えますと、整備をしながら丁寧に乗っていますので、そういう条件を考えれば、ディーゼルエンジンの大きいものですから、1,000キロはバスとしては大型のものは大体運用は可能だというふうに一般的に言われています。ただし、ボディーの関係もありますので、エンジンよりもボディーのほうがどちらかというふうに先に傷んでくるのではないかと考えております。ということで、現在板倉のバスもボディーに多少傷みが出始めておりますけれども、それを修理しながら使っていますので、今後修理が可能な年数、要するにバスが耐えられる年数、なおかつ運行して安全性を確保できる、そういう品質である状態が確認できる状況までは現在の体制で所有している資産を有効利用したいということで継続をしたいと考えております。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 そうしますと、あとバスが何年使用できるというのはもちろんわからないということでしょうけれども、できるだけ使用したいというお考えのようです。いずれは廃車して町有バスをなくすということなのでしょうけれども、その後というのはどのようにお考えなのでしょうか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ただいま担当課長に答えていただきましたが、まず先ほど1,000キロと言ったのは、多分100万キロ程度は可能というようなことも含めて、訂正してもよろしいかなというふうに思います。

先々の買い替え云々の問題ですが、非常に、例えば館林市ではリースで対応しているとか、明和は現在16万

5,000キロですが、運転手はリース、バスを町が保有とか、全部委託、それから半分委託、うちの町みたい  
に自校方式と同じような自分の持ちの全部で運営しているといういろんなタイプもあるわけですが、例えば  
邑楽町、先ほどお話した邑楽町、これがきっかけで、これがというのは、先ほどご指摘のあった旅行業法の  
関係と絡めて廃車をしたのかどうか分かりませんが、ついこの間平成29年の9月に廃車をしておると。これ  
は、廃車というより制度を廃止して、約50万キロ走っているということも含め、売り払ってしまったと。だ  
から、これからはリース対応するのかなとかいろいろあるわけですが、とりあえず今時点では当町の考えは、  
先ほど担当課長が申し上げたとおり、安全性が担保され、ニーズの状況を見ながら、とりあえずはそこま  
ではいくと。その買い替えの必要とする時点、あるいはそこで、その時点での社会的状況あるいは当町の状況、  
いわゆる利用状況等々も含め、どういう方法で、しかもプラスして採算性、経済性も勘案しながらその時  
点で考えるというようなことで、今現在は、大体聞いてみますと、あったほうがいいなというような声は、私  
も関心がありますから時折いろんな方にお聞きをしますが、今の時点ではやはり廃車されては困るとい  
う声のほうが、制度をなくしてしまっただけは困るというか、こういうほうが多いようですが、自治体の全  
体の空気としては、やはり全体を見ましても、先ほど言ったように方法を模索していると、タイミングよく50  
万キロぐらい乗ってちょうど、ほかに理由もあったような感じもしますけれども、運転手が見つからないとか、  
そこで完全に全部委託に切り替えているところとかさまざまケースがありますので、そういったことも含め  
ながら、今後についてはその時点までとりあえずは運行しながら、必要性をその時点で判断をして、一番適  
切な、合理的な方向へ進むというふうに考えております。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 邑楽郡内でも先ほど申しましたように廃止してくる自治体も出てきている。という  
ことは、やはりそういった経済性面と維持費等を考えてのことと思いますが、バスの1台ぐらいは自分の町  
に1つあってもいいのかなと思いますけれども、やはり購入費、人件費等を考えますと、維持費がこれから  
大変になっていく、難しい判断と言ってもよろしいかなと思うのですけれども、当座はとりあえずまだ使用  
できると、そういったことで理解しました。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 ちょっと訂正をさせていただきます。

先ほど答弁の中で、ディーゼルエンジンの走行距離を「1,000キロ」と言ったみたいなのですが、「100万  
キロ」の間違いです。ちなみに、バス会社などでは150万キロで買い替えるというふうにも聞いております。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 次に、来年度完成を目指している洪水避難タワーについてお聞きします。

「天災は忘れたころにやってくる」とは昔から語り継がれていることわざですが、天災は人々はその恐ろ  
しさを忘れたころにまた襲ってくる、だからゆめゆめ油断は禁物で、日ごろからその恐ろしさを肝に銘じて  
用心を怠るなどの教訓ですが、板倉町では幸いこれまでに70年間特に大きな災害は発生しておらず、平穏な  
日々が流れておりますが、このような平時にこそ「備えあれば憂いなし」と町では総合防災訓練及び住民避  
難訓練を実施し、町民の防災意識の啓発と防災活動の技術向上を目指し、万一発生するかもしれない事態に  
備えています。今後さらなる防災の向上を目指し、特に板倉町は群馬県内では標高が一番低く、利根川と渡

良瀬川に挟まれた地形にあり、この2つの河川堤防が万一決壊等した場合、甚大な被害が生じる可能性が高いことは想像にかたくありません。

このため、町民の生命、財産を守るため正確な情報を伝える必要性は以前から言われていました。屋外拡声スピーカー方式の防災行政無線設置をとの町民の要望は多々ありましたが、ここに来てこれと比較して優位性が高いと言われている280メガヘルツデジタル同報無線システム、これは防災ラジオのことですが、板倉町での情報伝達システムとしてより適切であるとの報告、説明がありました。このシステム導入により町民の安全、安心が一段と確保されることとなります。長年の懸案であった防災システムの一日も早い設置が待たれているところであります。

また、これとは別に29年度予算の中に洪水避難タワー整備事業として設計業務委託料108万円を計上し、来年度完成を目指すとありますが、今年8月の上毛新聞に洪水避難タワーのイメージ図とともに概要が掲載されました。下五箇地区近隣に高台がない地域住民の一時的な避難場所にするため鉄鋼製の人工高台を建設する予定ですが、現時点では計画がどこまで進んでいて、タワーの形は新聞のイメージ図のような形になるのですか、おわかりになっていることを教えていただければと思います。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 避難タワーの関係のご質問になりますけれども、まず初めに避難タワーの考え方につきまして、その辺を申し上げたいと思います。避難タワーは、通常の避難場所とは違っていて、今現在町が進めております早期避難、広域避難ということを前提とした最終的な避難場所ということでこのタワーを考えておりますので、その点をまずご理解願いたいと思います。

現在計画しております洪水タワーの概要等につきましてですけれども、まず避難部の面積、一番上になる平らな部分なのですが、それは50平米、大体5メートル掛ける10メートルということで考えておまして、地上からの高さが約5.5メートル、標高で言いますと約22メートルを考えております。また、構造につきましては、鉄骨のやぐらづくりでありまして、先ほどの50平米の中に、これは最終的な避難場所ですので、寝たりとかそういうことではなくて、立っているということが前提になりますので、1人当たり0.5平米を考えまして、100人程度を収容できるように考えております。

また、予定地、場所につきましては、下五箇地区において現在整備をしております国道354号バイパス、これと町道の1-6号線、堤防ですね、古利根堤防、それとの交差点の北側で、国道354号バイパス北側に現在町で整備をしております側道がありますが、その間に町有地がありまして、そこを考えております。

この洪水タワーの位置選定、どうして洪水タワーがそこに必要なのかということなのですが、それにつきましては、まず議員が質問でおっしゃいましたように、洪水になった場合にこの地域には、近隣に緊急避難場所となる、最終的な避難場所、緊急避難場所となる高台がありません。地域としましては、大字下五箇と字樋ノ口、それと小合地、それと五箇及び中妻地区の関係になりますが、その地域を想定しております。この地域の中には住民が約310人、戸数で言いますと約110世帯の方々が現在お暮らしになっております。この方々を対象にして避難をさせるということになります。この洪水タワーは、指定避難所への避難が間に合わない状況のときに、本当に最後の緊急避難場所ということですので、必要な人数としましては先ほどの対象者の中でも間に合うのではないかと、そういうふうを考えております。

なお、建設のスケジュールに関しましては、本年度中に詳細設計を行いまして、平成30年度中に着工をして完成できればということで現在考えております。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 中身をもうちょっと詳しくお聞きしたいと思いますけれども、私も現場へ行って見てみましたけれども、もちろん地盤調査等しなければわからないと思いますけれども、地盤の状態は余りよくないかなという可能性があるのかなと思いますけれども、そうしますと何メートル下まで基礎工事というものをしなければならぬということになってくると思いますけれども、地盤調査の結果では、基礎工事として杭打ちなんかが必要になるかなとも考えておりますけれども、そうしますとボーリング調査の必要性もまた出てくるのかなと思いますけれども、こういった調査費というのは先ほどの設計業務委託料108万円の中に含まれているのでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 当然ボーリング調査、通常ですと必要になると思います。ただし、今回は幸いにも国道354号の工事を行っております、その関係で予定地の近くの2カ所ボーリング調査を行ってまいりました。ということで、今回館林土木に協力をお願いいたしましてその資料はいただくこととなっておりますので、今回今年度にあります予算の中には計上はしてございません。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 そのように理解いたしました。

それと、この避難タワーは先ほどの50平米のところ約100人ということ計算しているようですが、100人というその基準というのはどういった基準でその100人ということになったのでしょうか。先ほど住民の方が310人ほどおられるということで、その中の3割程度という感じで算定したのでしょうか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 事務方がどういう計算をしたかとは別に、後で答えられれば答えますが、いわゆる町の考え方としては、ほぼ全員の方が逃げる、事前に通告をし、避難訓練をして、あるいは防災情報も流し、導入したラジオ例えばするとすれば、そういった全ての機器を使い人的広報をして、万が一逃げ遅れた方ということで想定をしておりますから、100人などというスペースは本当は必要はないだろうと。5人か10人、もしかしたらゼロであることが望ましいというふうに考えますが、建物ですから小さくする、一番上1人用とか5人、3人用というのは非常に構築する、要するに真四角につくっても、三角につくっても、台形につくっても、だから建物の安全性も含め、倒壊をしないということも含め、その程度はやむを得ないのかなと。逆に3分の1の人たちがそこへ上るようではどうしようもないと思っています。先ほど言ったように、一次避難所でも、緊急の高台的な位置づけですから。そもそもが町からの逃げてくださいという情報が出て、向かう場所が一次避難所ですから、それを100%安全な形でできればということで計画はしておるわけですが、予定漏れ、計画外というようなことも起こるということも含め、極端に言えば、電柱一本よじ登って助かったというような、例えばこの間も区長さんの研修で行ってそんな話も出ましたが、そういう意味での緊急の高台と。だけれども、この半分ぐらいでもいいと思いますけれども、というような私は大ざっぱな考え方で

おりますが、細部についてはあれですか、その根拠。

小さくすればするほど効率的で、元来求めているものはそんなに今言ったように、多数の人が何回も何回も、人的にも広報的にも、もしかしたら水も増えてくるという状況で、300人のところ100人も逃げないなんていうのでは、ほかの地区だってとんでもない状況になりますから、そういう意味では超緊急的最悪の逃げ遅れ、何かの理由で逃げ遅れてしまった人がしょうがないから駆けて行ってよじ登る場所と、もちろん階段はつけますが、そういうイメージですので、正直言って100人もの想定というのは、30人ぐらいでもいいと思いますけれども、でもそれも先ほど言った小さくすればするほど、だけれども逆に、基本的には100年たっても使われない可能性の施設、万が一があったときに役に立つ施設ということですから、どの程度が適切かというのも難しい問題ですが、100人、これはまた考えようによると、向こう側が柳生、いわゆる北川辺地区なのですね。こちらの下五箇地区のいわゆる堤防に張りついて人家があるのと同様に向こう側にもあるわけですから、堤防一つというか、境界一つあるがためにそちらの人は利用してはいけませんよということも例えばできないだろうと。人のうちの分をあえて自分の町でお金を出してつくるという論理ではないですが、多少近隣がすぐ隣の加須市さんであれば、両方が近い距離に同じようなをつくることも意味もないだろうということも含めて、多少のそういうことも踏まえた上での余地はその100人の中には含んでいるのだろうというふうにも考えます。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 100人という人数の数字がやはり最初出ますと、その数字に踊らされるといいでしょうか、その人たちを対象にしているというふうにも思うこともあるわけですが、今町長の答弁で、本当の、恐らく使う必要もないぐらい緊急時に数人程度がもしかしたら使うということで理解しましたけれども、恐らくこういったものは転ばぬ先のつえでして、ないよりはあって、本当の万が一のときのための緊急避難所というふうに理解いたしました。

最後の質問になります。洪水避難タワーへの要援護者対策についてお聞きします。万一河川等の氾濫により住民が避難行動をとらなければならない事態が発生した場合、天候は台風やゲリラ豪雨の中の悪条件の中での避難になると考えますが、自主的に避難タワーへの階段を上りおりできる人は心配ないとしましても、高齢者や要援護者、中には車椅子の人もいるかもしれません。この人たちにはより迅速な対応が求められると思いますが、町は支援が必要とされている人たちの名簿を作成し、災害時には家族への連絡先や避難支援者への依頼、そして収容所、避難所等は既に対策は整備済みと思いますが、避難を必要とする人たちが避難タワーへ避難するときの対応はどのようにお考えでしょうか、お聞きします。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 要援護者の関係につきましては、先ほど町長のほうから答弁があったことが前提となります。要するに、避難タワーに逃げるような段階では、結論から言いますと、既に要援護者の方は避難を終えているということが私たちが考えている前提とっております。簡単に言うとそういうこととなります。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 先ほど町長の答弁の中にもう既に答えが出ていたかなと思いますけれども、その中でも家族や避難支援者へ連絡がとれなかった場合は、誰が、どこへ避難させるのでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 これまで避難訓練何回もやってきまして、前々回から避難の伝達だけではなくて、今度は実際に集まった後に誰が来ていないかということで確認を現在しております。ですので、今の段階としましては、その確認をしたときにもし要援護者の方が逃げ遅れているということであれば、そのときにそこにいる方たちをお願いする形で何らかの手を、方策をするということで作るしかないのかなというふうに思っております。

○青木秀夫議長 本間議員。

○3番 本間 清議員 最近町でも住民避難訓練の中に今までと違ってそういった要支援者の方を対象にした訓練等も行っておりますけれども、こういったことを毎年これからももちろん実施していくのかもしれませんが、実践に即したことをやっていただきたいと思います。そして、避難を必要とする人たちが少しでも不安なく過ごせるような町になって安心して暮らせる町ということにつながっていけばいいかなと思っています。

大変拙い質問で失礼いたしましたけれども、時間になりましたので、これで私の質問を終了させていただきます。大変ご丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

○青木秀夫議長 小嶋課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 一番最初の庁舎の杭工事の関係で補足説明をさせていただきますので、お願いいたします。

杭工事につきましては、1本当たり5メートルから10メートルのコンクリート製の杭を4本継ぎ足して1本の杭にしているというようなことでございます。ただし、その5メートルから10メートルのコンクリート製の杭が何本使われているかまでは私どもとしては確認をしておらないというところでございます。

以上でございますけれども、よろしくお願いたします。

○青木秀夫議長 以上で本間清議員の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 (午前10時00分)

---

再 開 (午前10時15分)

○青木秀夫議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、小森谷幸雄議員。

なお、質問の時間は60分です。

[8番 小森谷幸雄議員登壇]

○8番 小森谷幸雄議員 8番、小森谷でございます。通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず1番目でございますが、小学校の再編統合についてということで質問をさせていただきます。この関

連につきましては、25年から委員会等含めましていろいろ議論をされてきております。そういった中で、若干そういった部分にも触れさせていただきたいというふうに考えております。小学校の再編計画関連について、今回私は今回の質問を含めまして4回目となります。小学校再編統合につきましては、小学校児童の減少により本来の教育環境が損なわれるという状況の中で、平成25年度からスタートいたしております。ちなみに、板倉町立小学校の適正規模、適正配置に関する調査研究報告書が作成され、それに基づいて再編統合計画がスタートしております。それ以来今年29年2月6日まで検討委員会並びに検討委員会答申書の提出、基本計画の策定等を経て準備委員会が設立されております。

ところが、29年度に入ってから2月に開催されたのみでございます。2月に開催されたのみであったのですが、先月の11月27日に本年度2回目、第3回の再編準備委員会が開催されたようでございます。従来ですと、平成30年4月に北小を西小へ、平成32年4月をもって南小を東小へという案が提案されましたが、教室の確保等が困難との理由で段階的な統合を選択したというような経緯もございます。また、審議内容の遅れにより32年度に今度は同時に再編統合したいというような形で、若干当初予定された計画よりも後退しております。その間小規模特認校制度などにもトライをしたが、成果は上げることはできなかったと認識をいたしております。

また、平成27年度には子供、特に学校に上がる前のお子さん方の子ども・子育て支援制度などもスタートし、就学前の教育、保育のあり方について議論をされた経緯もございます。なかなかこの小学校再編の計画も当初から見ればかなり後退をしているという認識でございます。

また、あわせて平成32年度再編統合が行われるわけですが、その年度からは学習指導要領等も改正され、こういったものも再編統合と同時に新たな運用が開始される、そういう時期でございます。また、ある面では合併等との関係の中でいろいろ影響を受ける可能性があるかどうか、そういった局面にも遭遇をいたす時期と考えております。

しかしながら、そういった環境の中でも全国的に見ますと、先進自治体ではさまざまな形で教育環境の充実を図り、町の活性化の手段として積極的に推進している自治体もございます。再編統合の議論にとどまらず、当町におきましては、これを機に当町独自の教育体系を構築し、子育て、教育は当町でと言われるように対応すべきと考えます。あるべき姿の教育環境整備を含めて、充実を図ることもあわせて求められる時期であるというふうに思っております。

さらに、学校再編は単に4校の小学校が2校に再編をされるということではなく、北小、南小においても開校以来100年を経過している非常に歴史のある学校でございます。地域コミュニティの中核としていろいろな分野において貢献した経緯がございます。単なる統合を推進することではなく、児童や地域住民に寄り添った理解の得られる議論が必要であると感じております。今回の準備委員会開催も2月以来であり、もう少しスピード感を持って個々の課題に対して児童の学習環境を整備すべきというふうに考えております。再編統合に関する関係図がございますが、私はもう少し前向きな形で、やはりプロジェクト的な発想で積極的に推進する必要があると考えております。

そこで、お伺いをします。先般開催されました再編準備委員会で決定された具体的な案件をお聞かせ願いたいと思います。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 小学校再編の進捗状況につきましては、今小森谷議員おっしゃられたとおりでございます。その中で、せんだって第3回の準備委員会のほうを開催をさせていただきました。この第3回の準備委員会につきましては、大きく2つのことを決定をさせていただきました。まず1つがスクールバスの運行形態の関係でございます。これにつきましては、車両及び運行管理の全てをバス業者へ委託する方式ということで、全部委託の方式を決定をさせていただきました。また、もう一つにつきましては、校名と校歌の問題、これにつきまして決定をさせていただきました。ご承知のとおり4校を2校ということで、西小学校と東小学校へということで進んでいるわけですが、これにつきまして校名、校歌についてを決定させていただいたということでございます。西小学校につきましては西小学校、東小学校は東小学校ということで今までの校名と、校歌につきましても同じ西小学校の校歌、東小学校の校歌ということで決定をさせていただきました。ただし、先ほども議員さんのほうからも申されたとおり、伝統のある学校、愛着のある学校ということも踏まえて、南小学校の校歌と北小学校の校歌につきましては、第2校歌的な存在を継承するというので、これは今後運営部会あるいは班会議の中でもいろいろ十分検討していきたいと思いますが、「みんなのうた」というのがございますが、そこに掲載することだけではなくて、いろいろな立場の中でその校歌を歌い続けるということでも模索していきたいというふう考えております。

以上、第3回の経緯については以上でございます。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 今答弁されたように、スクールバスの運行と校歌が決定されたというふうにご答弁されているわけですが、当日の様子を聞いてみますと、資料等が当日配付をされて、その場で決定をする、賛成多数ということでご決定をいただいたというような話を聞いております。先ほど申し上げましたように、学校再編につきましては、やはり児童あるいは地域の住民、保護者、そういった人たちのご意見等も踏まえて、もう少し私は時間をかけて決定をすべきかなというふうに思っております。

そういった中でお尋ねをしたいのですが、板倉町教育委員会小学校再編関係係、この間の資料の中にも挿入をされておりますが、当然教育委員会がトップに、頭に来るわけですが、その下に小学校再編準備委員会が設置をされて、その下に学校運営部会、学校運営部会の下組織の中に学校運営班、施設整備班、通学班、PTAとあるわけですが、この担当の人たち、人たちと言うと大変失礼なのですが、例えば学校運営部会には小学校の教頭、中学の校長、教頭、事務局、実際いろいろ内容を、校歌についても、スクールバスの運行についても、基本的には私は班編成、普通ですとこれが部会に当たるのでしょうかけれども、この中で議論されたものが学校運営部会、準備委員会に上程をされてくる。

この班編成の班の委員、班委員ですけれども、校長、教頭、教務主任、事務、施設整備も校長、教頭、教務主任、事務、通学班も町教育委員、学校、町関係者、PTA等、PTAと学校、ここで初めてPTAという言葉が出てきております。4つの班編成が行われておるわけですが、これのトップが誰なのかわからないし、どういった議論がされて準備委員会に、学校運営部会を通して準備委員会に上程をされてきたのか、若干よく私はわかりません。本来ならば、当日の準備委員会に提案をされる過程として、班編成、班編成の中で、スクールバスは通学班ということが書いてあるのですが、校歌等についてはどこの班が担当をして、どういった議論がされて、最終結論は別としても、審議の内容が準備委員会に報告をされて、それで最終的に決

定をするのが筋だと思うのです、私の考え方からすれば。そういった中で、当日配付の当日決定というのはちょっと急ぎ過ぎなのかな。

そこに、逆に言えば、先ほどから申し上げているように、地域の実情ですか、お子さん方、児童の方、PTAの方、あるいは地域の住民の方も100年以上の歴史があるとするならば、おらが村の学校から多分始まった経緯だと思うのです。校歌がどこで制定されたか、ちょっとその辺は定かではありませんが、そういった経緯を踏まえたときに、西小、東小、第2校歌的な要素として吸収される学校の校歌を位置づけします。では、校歌を歌う場面としてどういう場面が想定されるであろうかといったときに、みんなのうたとかとちょっとご紹介があったのですが、公式行事ではまず歌わないですよ、多分第2校歌については。やはり西小さん、東小さん、それはそれとして、地域の住民からすれば校歌は変える必要ないと、校名も変える必要ないと、ご意見もあったかどうかわかりませんが、そこに編入をされる地域の人たちの意見等はどこの班でお聞きした形になって準備委員会に上程をされたかというような形なのでしょうか。ちょっとその辺を、スクールバスについては通学班ということは書いてありますので、ここでどこの、1つその前にお尋ねしますが、校長というと、これ4校、5校の校長が全部出る、教頭というと、5校の教頭が全部、教務主任が5校の教務主任さんが全部出ると、そういうことなのですか、これは。組織的な問題ですけれども、2点お願いします。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 まず、この関係図の中でPTAあるいは住民の方ということでございますが、住民の方あるいはPTAの意見というのは、説明会、今後、来年1月から開催していこうとは思っているのですが、その中で意見集約を聞いていきたいというふうには考えております。

それと、もう一点の校長、教頭については、全部の校長と全部の教頭、あるいは全部の教務主任という形の中でつくらせていただいているということで、もう一つ、この間の第3回の会議の中で資料的なものがいきなりという部分におきましても、今後はそういうものを段階的に検討し、こういうことで進んでいます、今度はこういうことを決めさせていただきますとか、そういう形の中で開催していかさせていただきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 今、これはもうこの間の準備委員会でこのスクールバスの関係と校歌については決定されたわけですよ。それを後日説明会をするといったときに、もう決まったことだから変えられないという前提でお話するわけですよ、決定事項ですから。その辺で説明をされても、例えば児童の考え方、学年の下の子たちは理解できないと思うのですが、5、6年生になればその辺は理解できるだろうし、PTAの方あるいは地域の住民の方ですか、そういった方にこれこれこういうわけで決まりましたよという報告で済むことなのかな。スクールバスについては別に問題ないと思うのですが、やはりお子さんが対象の案件になりますので、私はもう少し丁寧に地元のご意見を拝聴した上で班の中で議論して、準備委員会に上程をすべきだったのかな、そういうふう思うのですが、その辺いかがですか。

○青木秀夫議長 小野田局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 この間の第3回で決定させていただいた2つの案件、これにつきましては、逆にスクールバス、これは運行形態を決めさせていただいただけでありますので、バスの台数とか、そういうものに基づきまして大まかなルートを試算をして、その運行形態について決定させていただいたということです。当然PTAとか地域住民からという声につきましては、今後運行形態はこういう形で決まりましたので、今後ルートに入っていきます、そのルートでどこが停留所がいいですかというのは当然今後聞いていくことなので、これは重要なことで決めさせていただいた。まず、その運行形態が決まらないと財政的措置とかそういう用意ができないものですから、そういうことで決めさせていただいたということでございます。今後においては体操着の問題とかいろいろな問題が出てきます。そういうところについて、先ほど答弁申し上げたとおり、今度はこういうものを決めていきますよ、こういうことの見解がありましたよという中で最終的には決めていくということになるということで、この間の2つの案件については、その根幹となるものだけを決めさせていただいたということでご理解いただければと思います。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 では、スクールバスは運行の基本的な計画で予算等の経費の関係があるので決めさせていただいて、どこにとまるとまらないは地域の住民あるいは保護者の方とお話し合いをしながら決定をする、これはよく理解できます。校歌についても修正の余地はありますか。

○青木秀夫議長 小野田局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 校名、校歌につきましては、特に校歌につきましては、こういう形の中でやらさせていただきたいということで、というのは、既にスピード感がないというようなことを申されておりますが、そういうところも踏まえ、これで校歌を変えるということになりますと、時間的に、要は校歌選定委員会とか、どういう方に作詞を頼んで、あるいは公募にするのかとか、その審査だとか、そういうことも踏まえ、そういうことで決定をさせていただきたいなということで上程した次第です。

また、この間の第3回の委員会の中でも、最終的には答申の中での、今後また次の質問等であるかと思うのですが、小中一貫とかそういうところにも関係してくる中で、まずは4つを2つに、そういった中、4つを2つにするところが新たなスタートなのだから校名とか校歌変えてもいいのではないかというような意見とか、そういうものもございました。ただ、最終的に、最終的に目指すところは小中一貫も目指すべきであろうと、それも検討は続けていくべきであろうと、少子化も踏まえ、そういう意見もございまして、最終的には、校名、校歌を変えるのは、4つを2つ、2つとしたときにでもいいのではないかというような意見もございまして、最終的にこういう形で決めさせていただいたということです。

以上です。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 小森谷議員の言うこともわからないでもないのですが、基本的には理想は、例えば、今小森谷議員は北小あるいは南小の立場から物を発言をしているようですが、だけれども合併というのは西小も東小も必要なのです。西小、北小、東小については、率直に言ってお伺いしておりませんし、極端に言うと、大きいほうが合併が必要がないと言ったらどうなるのですか。それを越えた上でですよ、それを越えた上

で教育委員会の答申が出てきて、知識、いろんな人、教育委員さんが教育行政の経験も踏まえて判断をして、やはり子供の、小さい学校のために子供たちのために統合することが必要であるということで答申が出て、それをやっているのですが、当事者同士、保護者の意見を聞け、聞けと聞いて聞いたら、西小や東小が合併は必要ないと、現実に必要なのですよ、西小と東小は。だけれども……

○8番 小森谷幸雄議員 だって、教育的な見地から。

○栗原 実町長 だから、ちょっと聞いてくださいよ。いずれにしても……

○8番 小森谷幸雄議員 自治体の合併と、会社の合併とは違うではないですか。

○栗原 実町長 だから、違うといっても最終的には住民、では該当する、北と西の合併についてそれぞれの学校どう思いますかといったら、数も違いますし、絶対に大きいほうの意見が通ってしまうようなことは普通推定されるのです。だから、西小と東小の方が合併は必要ないと言ったら、合併しないのですかと。

○8番 小森谷幸雄議員 だから、そういう問題と違うでしょうということ。

○栗原 実町長 そういったものを超えて、それはわかりますけれども、一々保護者の意見を聞くというのは非常に民主的で立派なご意見なのですけれども。

○8番 小森谷幸雄議員 聞いた様子が一つもないから。

○栗原 実町長 だから、それは推測もしたり、最後に、最後にというか、最初にどんなことを聞かれるか、合併を、答申に従って統合を進めようということに、それにのっかって、例えば意見を聴取するにもどんな考え方第一あなた方持っているのと言われたときに何も持たずにこれ臨むわけにもいかないから、その原案づくりをしているのだという説明をしているわけです。

○8番 小森谷幸雄議員 だって、決定したっていう話で。

○栗原 実町長 だけれども、さきの2つの問題は決定しましたよ。だって、決定したって、代表した委員さんが、代表された委員さんが自分もそういう立場を認識して、委員を、協議の内容の委員の立場を仕事も認識をして出てきて、総合的にいろいろ多岐にわたって皆それぞれの委員さんが判断をして、よかろうということで圧倒的多数で決まったものは、それは代表制民主主義ではないですか。

○8番 小森谷幸雄議員 別にひっくり返せとも言っていないでしょう、私は。決定過程のプロセスを聞いているだけです。

○栗原 実町長 だから、全て保護者さんを寄せて地域の意見を聞いてと、聞かないということはないですよ。

○8番 小森谷幸雄議員 全部ではなくて、場合によっては、案件によっては聞くべきではないですかというご提案を申し上げているのです。

○栗原 実町長 だから、それはそれでわかりますけれども、この間のことについては私はやむを得ないと。でなくては話の土台が始まらないということで。

○8番 小森谷幸雄議員 だから、それは見解の相違だと。

○栗原 実町長 だから、見解の相違ですけれども、そういうことです。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 見解の相違ではしようがないのだけれども、だけれども32年ですよ。ベースになる校歌が真っ先に決まらないと、例えば物事は進まないというふうに私は聞こえるわけですけれども、32年

4月開校であれば、もう少し議論をしてもいい案件だというふうに考えたからそういう質問をさせていただいたわけです。

次の質問に入ります。先ほど再編関係図ということでいろいろ役割分担をしていろいろ審議をするということになっておるわけですが、できれば全部の校長、教頭、教務主任、事務さんが班を、これだとある意味班を編成する必要がないというふうに感じてしまうわけです。全部の校長、教頭、教務主任さんが全部かかわって学校運営班については学校運営班についての議論をする、あるいは施設整備班についてもやる。そうすると、校長さんが全部一堂に会さないと審議できないということになりますので、これはもう少し細分化をした中で、例えば学校運営班は東小の校長先生がトップになりますよとか、そういう組織体系の中で同時並行的に進められるものもあるのではないかと思います。一つずつこれ校長先生が全部集まってやっていくとなると、なかなか時間的な調整も含めて、先ほど申し上げたように、場合によっては地域の代表者とか保護者の方も入れる案件があれば呼んでいただいて、その中で班編成の中で議論をして、運営部会あるいは準備委員会につなげていく、そういう形は考えられないのでしょうか。

○青木秀夫議長 小野田局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 今の再編関係図の関係でございますが、基本的には今小森谷さんが言われたとおりに動いているのが実情でございます。主に班の会議のほうについては教頭、教務主任、あるいは運営部会のほうについては校長、教頭というようなところで、実質的には、この資料が一番最初できたものからちょっと変更はさせていただきましたが、その部会についてはそのままこれが継承されているということも踏まえてこういう形でございますけれども、基本的には今小森谷さん申されたとおり、そういうすみ分けになっております。それで、実質毎月1回開催しているところです。その中で、この辺はPTAに確認をして、それで意見を集約して班に臨んでいただきたいというようなものも当然出てくることだと思いますし、また今後はその場面が多くなっていく案件を協議しなければならないというふうに認識しておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 これはお願いになるのですけれども、準備委員会の前段階として班編成があって、運営部会があると。やはりきちんと議論をしたものをこういう経過で、反対、賛成も含めていろいろご意見があったのでしょけれどもというような前段があって準備委員会は最高決定機関になるのでしょから、そういうプロセスを踏んでいただいて、全然意見がなくていきなり準備委員会で決定をするのだということになると、あのメンバー構成の中で、なかなか町長おっしゃるように、意見はと問われても言えない人もおられるのかなというふうに感じる部分もあるのです。ですから、この班編成の中であればある程度少人数の中で実情をお話しできるメンバーさんも参加できるのかなというふうに思いますので、その辺ぜひご配慮いただきたいというふうに思います。

○青木秀夫議長 小野田局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 今申されたとおり、今後につきましては、今班会議あるいは運営部会でこういうことが協議されていますよというようなところの部分と決定していただく部分と、今こういうこと

を協議していますから、この次の準備委員会ではこういうことを決定させていただきたいですよという、そういう流れが必要かなというふうには感じておりますので、そういった中で今後進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○8番 小森谷幸雄議員 お願いします。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 次の質問に入ります。

受け入れ校の環境整備ということで、東の小学校さん、西の小学校さん、いろいろ問題点もあろうかと思いますが、私は具体的にここをどうしろとか申し上げられない立場ですけれども、32年の4月開校といった場合に、改修作業があるか、補修作業があるか、あるいは増築があるか、その辺の関係については定かでないわけですけれども、そういう必要性があるとすれば、夏休みとか冬休み、そういった休業期間に施工せざるを得ないというような部分もあろうかと思うのですが、そういった32年に向けての学校のハード的な部分での考え方あるいは対応の仕方について、現状では現地調査等も含めて教育委員会で、この班の中でやるのかどうかわかりませんが、そういうお考えをお持ちなのでしょうか。

○青木秀夫議長 小野田局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 今の時点におきましては、32年にハード的な改修あるいは増築というのはしなくても一緒にできる、なるというような考え方でいますので、その辺はございません。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 では、全然メンテナンスをしないで、ただそのまま児童を編入、入校してもらうということで、設備的なところは何ら問題ないのでしょうか。

○青木秀夫議長 小野田局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 私が今申し上げたハード的なものというのは大きなものということで捉えてしまいましたので、最終的には小さいところではいろいろ今後検討しながら改修等をしていくことはあるかと思いますが、普通教室とかそういう関係においては大丈夫であるというふうな認識でおります。

以上です。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 ぜひ現場の学校を見ていただいて、時間等もありますけれども、そういった中でお子さん方の環境としてここは直さんといかんというような点はぜひ点検をしていただいて、前向きにご検討をいただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入りますが、これは将来的な展望になるわけですけれども、例えば放課後児童の受け入れについてということで、学童保育等も当町でもいろいろ運営をされているわけですが、放課後の子供の居場所、特に再編後ですけれども、これは場所が変わると思うのですが、変わらない中で現状の場所をそのまま使ってバスで移動するとか、いろいろ考え方があろうかと思うのですが、計画されているされていないも含めて、できればこういう方向で臨みたいと、放課後児童の扱いについてはこういう考え方を持っていますよということがあればお知らせをいただきたい。

○青木秀夫議長 根岸福祉課長。

[根岸光男福祉課長登壇]

○根岸光男福祉課長 放課後児童クラブにつきましては、北小学校が現在北学童クラブで北小学校の校舎をお借りしていると、西小学校については隣接するみつばち学童クラブを使っている、一部は小学校の校舎も借りていると、東小学校、南小学校についてはそらいろ保育園の園舎の中にありますと、そのようになっております。

今後ですけれども、小学校再編の内容が具体化してきた段階で、人数等も当然1カ所で増えるわけですので、その辺の面積要件等を踏まえまして検討していくということになります。現段階では具体的なものはありません。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 ぜひその辺も含めて、児童が、あるいは保護者のほうが困らないような形での設置、運営に心がけていただきたいというふうに思っております。

次に入ります。先ほどから意見を異にするところもあるのですが、編入される学校の保護者、児童、地域住民への説明会等云々というようなお話があったのですが、現状ですとホームページの利用とか、地域住民、保護者への説明、何回やられたかちょっと私は思いつかないところもあるのですが、それと同じように、これは昨年視察させていただいた石川町なのですが、「統合準備会だより」というのを出されておりました。内容は、こういうことやりました、こういうことが決定しましたというようなことで、ホームページも掲載されているのよくわかります、見れば。ただ、普通の人が、ではホームページ開いて、そこへアクセスをして検索をするということはなかなか難しい部分もあろうかなというふうに思いますので、説明会については、今後いろいろな案件が決まっていくことが多くなってくると思いますので、それはある期間を置いて説明会を申し上げますと、それはよくわかります。ただ、日常のペーパー上で、出すの大変なのよくわかりますが、そういったものも場合によっては準備会だよりですか、こういったものも一つの手段として、いろいろ説明会をやるのも大変かと思いますが、そういったものも今後考えていただければと思いますが、それについてはいかががでございますか。

○青木秀夫議長 小野田局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 ただいま、要は準備委員会だよりとかというのは考えておらないのですが、教育委員会を出している「かけはし」の中でその辺の情報、今小森谷議員おっしゃるホームページだけではという部分においては掲載をしております。また、小学校単位で、中学校でもですが、各学校の便りが出ていますので、その辺の中でも掲載をし、進捗状況あるいはそういうもろもろの周知等を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 ありがとうございます。

では、(2)の小中一貫教育ということでお尋ねをしたいと思います。先般常任委員会の先進地視察ということで福島県の磐梯町を視察させていただきました。磐梯町においては、人口3,600程度ですから小さな

自治体かと思うわけですが、合併をせず自立のまちづくりを宣言し、「まちづくりの基本は人づくり」の理念のもと、今からですと12年前からですか、幼小中一貫教育をまちづくりの重点プロジェクトに位置づけ、町の活性化を図っている先進事例でございます。現町長が平成15年に就任をして、教育長と二人三脚で事業を進めているということでございます。これは、こういうこと言っているのかどうか分かりませんが、これは脱地方消滅、成功例に学べということで、各自治体でいろんな事業で地方創生絡みで取り組んでいる成功事例の一例として「中央公論」で取り上げられた例でございます。基本は、教育長もおられるのでよくわかると思うのですが、根幹を英語教育を含む幼小中、ここは高校ありませんので、幼小中一貫教育へ積極的に取り組まれているという町でございます。昨年は教育先進地のフィンランドに教育長、教職員6名を派遣し、英語が子供たちにより身につくよう学習環境をつくり、町挙げて国際社会で活躍できる人材の育成を図るということで、いろいろネットとかこういった雑誌でも紹介はされておるのですが、先ほど申し上げましたように、「百聞は一見にしかず」で今回の視察になったわけでございます。町長、教育長、教育関係者にご出席をいただきまして、時間的には十分とは言えませんが、磐梯町の教育に対する取り組みを伺ったところでございます。

全国的な例ですけれども、当然総人口とか生産年齢人口は減少しているわけですが、年少人口は4.6%の上昇、出生率は1.83ということで、全国平均をかなり上回っていると。教育環境と同時に若者の定住を促進するというので、町営の住宅を積極的に建設をして、若者たちが定住しやすい環境をつくっていると。いろんな政策が、教育面を含めて福祉の中で十分以上の形でいろんな政策が行われているというふうに考えております。

そういった中で、教育長は、27年ですけれども、幼小中の一貫教育を実現することは可能である、将来板倉で学んでよかったと言われるような教育環境の整備に努力したい、そういうお話もされておりますが、この再編統合とあわせていく中で、今後この幼小中一貫教育に対する考えは今も変わらないでしょうか。

○青木秀夫議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 今もその考え方は変わりません。将来的なものを見たときに、やはりシステム上これは即可能だというふうに考えます。学校、校舎そのものを建てるということではなくて、システム上の行き来といたしますか、これによってこの一貫というのは今でも可能だというふうに思っていますので、将来的にはもっと煮詰めた形でやるべきではないかなと思っています。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 将来的に可能だということですが、そうおっしゃられると次の質問ができないのですけれども、具体的な構想の中で、例えば5年後目指すとか、3年後目指すとか、そういう時期的なところはいかがでしょうか。

○青木秀夫議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 具体的なところは、受け入れ、今再編の問題ですと検討していますけれども、その後になると思いますけれども、教育面あるいは施設面等考えたときに、可能なのは36年度以降かなというふうな気がします。

以上です。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 小中一貫教育を政府のほう、政府って文科省ですけども、国のほうも進めておられるという中で、あの手この手でいろいろ手引き書等も出されて、小中一貫教育を推進したいと国のほうも考えておるわけでございます。そういった中で、仮に小中一貫教育を導入した場合に、これは全部ではないと思うのですが、学校統合を行う場合の教員の増加、あるいは小中一貫教育を実施する際の専科指導等の教員の配置、あるいはこれはハード的な問題になりますが、新增築の場合には2分の1を負担していただける、あるいは改修については3分の1ということで、こういったいわゆる助成制度等もございます。そういった中で、全国的にも小中一貫、システムのというのは、別に1カ所に集めてどうのこうのということではないということは理解できますので、システムの2小1中でも可能だし、いろいろ考えるところはあるかと思いますが、ぜひ前向きに進めていただきたいというふうに思います。

この小中一貫については、教育長、そのほかに何かお考えはございますでしょうか。

○青木秀夫議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 一貫を私が進める基本的な考え方は、やはり教科についての前倒しが可能であると、それから中1ギャップが解消できるということ、それから5・4制というようなことも、あるいは、6・3制ではなくて5・4制、あるいは4・3・2と、こういう制度化も可能だと。そうなれば、当然のことながら中1ギャップは解消できますし、また教科等につきましても、あるいは学力等の問題につきましても解消できるのかと。あわせてICTといいますか、今のいわゆる技術そのものも交流の中で、職員の交流の中で実施も可能であるということで、次から次へと私はメリットが生まれてくるのかと思います。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 今教育長おっしゃられたように、磐梯町の教育委員会の中でもそういったことを積極的に取り入れていると。やはり小中連携した中で、教職員の相互交流等も含めて、部会も設置しまして、学力のみならず、先ほど教育長おっしゃられたように、ICT教育とか、体力向上、心の教育、そのほか国語、算数、理科云々というような部会をつくりまして、各先生方もそのいずれかの部会に所属をして、小中一貫の中で先生の力が発揮できるようなシステムを行っております。

小中の基本となっておるものが、年10回開催されておるようですが、幼小中の、ここには幼が入ってきております。幼小中の連絡協議会、ですから幼稚園から小学校に上がるこの部分、小学校から中学校に上がるこのギャップの部分、それをやはり連携をとりながらそういったものを解消するという手段として連絡協議会というものがつくられており、縦横というと、言うのは簡単なのですが、中身はいろいろ運営する上では大変かと思いますが、そういったもので前向きにトライをしているというふうに思っております。

先ほど教育長もおっしゃられたように、板倉で学んでよかったと、それには何をすることがそう思われるのかということで、そうすると具体的な施策が出てくるのかなというふうに思いますので、ぜひ、大変な分野かと思いますが、前向きにご努力をしていただければありがたいというふうに思っております。

続けてよろしいですか、済みません。

○青木秀夫議長 答弁要らないの。

○8番 小森谷幸雄議員 答弁はありますか。答えられていますので結構です。

○青木秀夫議長 では、続行してください。

○8番 小森谷幸雄議員 はい。

次に、子育て支援ということで、磐梯町が全ていいということを申し上げるつもりはないのですが、一つの参考として、小さな自治体でもそういったことが可能であると。予算あたりを見ても、当町が一般会計で60億円ぐらい、磐梯町が40億円弱、教育予算は当町のほうが多いし、かといって道路とかそういう公共土木、そういったものに関する予算も当然少なくなく、当町よりも多い形が29年度には計上をされています。そういった中で、財政的にも大変な部分も含めながら、地域の教育環境の整備に努めているというのが磐梯町の実情かと思えます。

そういった中で、子育て支援ということで幾つかお尋ねをしたいと思いますが、保育園、幼稚園、いろいろ当町には保育所、保育園、幼稚園、私立の保育園、あるいは町外の幼稚園に通われている園児がおられると思うのですが、基本的に町内を想定した場合に、幼稚園の場合ですと、幼稚園が終わった後の、お父さん、お母さんが引き取りに来るのでしょうけれども、それもかなわない園児さん、あるいは保育園の場合ですと、基本的には延長保育というような形でカバーできると思います。先ほど小学校の放課後ということで今後の進捗状況の中で対応していきたいというお答えをいただいているのですが、当町は、保育園は私も理解できるのですが、幼稚園等は全然問題はないのでしょうか。幼稚園の退園後の、居場所と言うと失礼な形になるのですが。

○青木秀夫議長 根岸福祉課長。

[根岸光男福祉課長登壇]

○根岸光男福祉課長 幼稚園につきましては、早帰りのいわゆる短時間の方、一般的には2時ぐらいですけれども、2時ぐらいに帰るお子さんについては、保護者が就労していない方がほとんどでありますので、幼稚園でバスで送って行って保護者が自宅の近くでお迎えをするというのが一般的です。幼稚園でも現在は長時間も見ますので、長時間の場合は親が5時とか6時までお預かりをさせていただいて迎えに行く、さらには学童的な場面でお預かりするというのも可能でありますので、その辺の心配はないのかなとは思っております。

以上です。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 やはり再編、小学校については自治体によっては最近居場所づくりということで、放課後の学童保育とは別に公共的な感覚の中で居場所づくりということでこの間新聞にもちょっと出ておったのですが、千代田町さんが来春ですか、来年度か、大泉さんも設置をしたというようなことがあるのですが、そういう環境づくりを今後検討した中で、学童保育とは別に考えられるのか、あるいは学童保育を充実させることによってあえてそういったものにはトライをしないというお考えなのかどうか、その辺についてちょっとお尋ねをしたいと思えます。

○青木秀夫議長 根岸福祉課長。

[根岸光男福祉課長登壇]

○根岸光男福祉課長 お答えいたします。

先ほどの千代田町の例、大泉町の例は詳しくは承知しておりませんが、学童、居場所がないお子様については学童等で対応できるとは思っております。そのような千代田町等で行うというものと同様なことは現在のところ計画はございませんが、その辺の状況を確認をして、必要であればそのような検討もしていくということになると思います。

以上です。

○8番 小森谷幸雄議員 よろしく申し上げます。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 次、英語教育ということで、これは教育長さん専門分野で、私がいろいろ質問するような内容ではないかと思いますが、昨日お配りをいただいた教育委員会点検評価報告書、28年度ですけれども、もう既に当町では時間のこま数とか、そういったものがきちんとできているということで、質問しなくてもいいのかなと思いますが、これは3ページに書いてありまして、社会の変化に対応する教育の推進ということで、例えば英語教育、5、6年生は35時間、1から4年生が10時間ということで、十分な時間、こま数がとられているということで、板倉も前向きに進んでいるのだなという実感を持ったところでございます。

といいますのは、先般やはり新聞紙上で英語教育についていろいろ自治体で格差が出つつあると、それをやはり是正すべきではないかというような記事が上毛新聞さんに載っておりました。正式には平成32年ですか、指導要領が変わって本格的な運用が行われて、20年度ですと70時間、5、6年生で、3、4年生ですと20年度から35時間が予定されているということで、その前段としますと、当町は予定どおり進んでいるのかなというふうに思います。

そこで、現状ALTの先生の活動状況ですが、その辺はどのような形で、簡単に結構でございますが、お教え願えますでしょうか。

○青木秀夫議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 ALTの活動状況というのですか。

○8番 小森谷幸雄議員 そうです。

○鈴木 優教育長 私は不満なのですが、ALTということは、Aはアシスタントなのですね。ですから、どちらかといいますと、JETプログラムというのありまして、それによって日本に来ているわけですが、内容的にはアシスタントですから、立ち上がった形で指導はできないわけです。つまり、日本人の先生の言うとおりに動くということで、見るところによりますと、発音して、この言葉についてどういう発音するのと、その程度のお手伝いしかしていません。ですから、具体的にこういう指導だというようなことはできませんので、これもやはりそろそろ考えなくてはいけないときかなというふうに思っています。つまり、そういう意識でALTなどは来ていますので、それが英語の力そのものにつながるということはないという、これが現実です。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 当町でも、町長の発案と言うと大変失礼な言い方かと思うのですが、英検の検定料の補助をするということで、今年度から多分実施をされているというふうに思っております。磐梯町でも

英検についてはかなり積極的に受検をするようにということでございますが、当町ではこの英検の受検率というのはどのような状況になっておりますか。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 本年度この英検の助成というのが始まりました。今現在2回行っております。その中で、全部で一般申請が13人、中学生の、板中の申請、これが43人で、計56名の方が英検のほうを2回目までに受けていただいております。昨年までの比較ということですと、今年から始まったものですが、板中だけならわかります。その中でも板中の去年までの、2回までですね、2回までが36人で、平成29年度は45人ということで、板中だけで申すと9名増加しているということでございます。以上です。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 町長は英検を積極的に受検していただいて英語教育のレベルを上げようということですが、英検を受けるということは大変補助が出るということはあると思うのですが、その中で町長も思いがあって英検の受検料を補助するのだと、それを受けての学校側とすると、教育委員会になるのでしょうかけれども、学校の英語教育の中で、英検にトライすることが目的とはならないのでしょうか、せっかくそういう制度を設けた中で、それを活用して頑張るのだという生徒さんに対する、指導と言うとちょっとあれですけども、教育的な立場で英検に対する考え方を浸透させるということで、英語をもっと勉強せぬといかぬなというような考え方が出てくるのかなと思うのですが、その辺の生徒さんに対する英語を通しての指導ですか、その辺はどのような感覚で学校の中でおやりなのでしょう。

○青木秀夫議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 もうこれは30年も40年も前から言われていることですが、将来的にグローバル化になると、そのときに必要なのは英語ですよというようなことで言われてきているわけですが、その実がまだ上がっていないというのが現実です。学校においてはやはり、中学生が対象になりますけれども、この資格社会あるいは今後の就職試験、あるいは大学入試も含めて英語というものが重宝がられるというようなことであるならば、また必要となると、武器として持てるというようなことであるならば、やはりまずは資格を取るというようなことを目標としてやりなさい、あるいはその達成のための意欲につながっていくというようなことを考えてどんどん推奨していくといいますが、進めるということで、あわせて教員もそれを上げるための、力をつけさせるための方法を考えるというようなことでいきたいと思っています。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 せっかくそういった補助制度を設けていただいたわけですので、学校の教育現場でもそれが活用されて、受検率が上がって合格率が上がると、そういうようなものの指導をぜひいただきたいというふうに考えております。

そういった中で、当然、先ほどの当町の英語教育に対する事業の推進、進捗状況は国が考えていると同じような状況で進んでいると思います。これが32年度からはさらにまたこま数も増えてきます。そういった中で、ALT4人が派遣されているわけですし、経費的にも大きな金額が投入されておりますので、ぜひ教職

員の方々が一生懸命そのALTを通して、あるいは英語の先生を通して生徒さんがそれに向かって前向きにトライできるような環境づくりにぜひお願いをしたいというふうに思います。

○青木秀夫議長 小森谷議員、時間が来ております。

○8番 小森谷幸雄議員 大変申しわけありませんが、2と3、資源化センター及び新センター地区の云々、あるいは合併協議で審議される合併協定項目事項、これについてご答弁は用意していただいたと思うのですが、今日は時間の関係で大変申しわけないと思うのですが、次回に回させていただきたいと思います。

丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今英語関係の話が出ましたが、それは教育長なりの考え方を述べたと思っております。特に英語検定についての導入のいきさつ、ご承知のように、低年齢化、今幼稚園も英語になじむというようなことも含めてALT等との交流もしているわけですが、基本的に私自身はやはりこういった時代ですから、少しでも早くからなじむぐらいはいいだろうというふうに考えておる流れの中で、当議会においても全く逆の英語などを余り早くから導入すると肝心の国語もできないうち英語嫌いをつくってしまうのではないかという、その理論も私はわからないでもないという立場でもありまして、決して英語検定を導入したのは、結果的に底上げになればそれはそれでいいのですけれども、でもやはり必要と思う人、自分が、だから英語に積極的に興味があってチャレンジしていく人にチャンスを与えたいということで、嫌いな人まで無理して、要するに英語嫌いを助長するような形までのものは私は求めるつもりはありません。ということで、これは参考までに、導入については。

あとは磐梯町、磐梯町は私も議会へ、昨日とりまして、資料もいただいて目を通してありますが、小森谷さんとは私は見解を異になる、別に我が町も遜色ない形でやっていますと。

あとは1つ、後でまた個人的に聞かせてもらいたいのですが、システム上のいわゆる小中一貫とイメージが、小中一貫という一般論としてはもう同じ場所ということ……

○8番 小森谷幸雄議員 そういうのは余り考えていない。

○栗原 実町長 だから、小森谷さんはそうだと思いますけれども、そういうことについては総合的に難しい問題ももちろん変わりますし、あとは義務教育の流れの中で今現在は、今自体は、では小中一貫していいのでしょうかと、していると思いますよ、小学校から。そういう意味で、小中一貫という言葉に世の中がちょっと踊らされ過ぎているのではないかという私は逆に危惧を持っております。また、逆に言えば、我々が一番なじみであるのは、私立の大学は幼小中高学、さらにその上に院まで全部一貫しておりますが、それはその学校の教育方針で特殊ないわゆる校風を、それに共鳴した人が小さいうちからということで入っている、私のせがれの嫁などもそういう育ちですが、そういうことも含めていい悪いはありますので、特に義務教育ですから、非常に特色を余り強く出し過ぎても、いわゆる義務教育そのものというのは最低限9年間の教育で世の中へ出る、それで最低限の困らないことを総合的に教えるということの、その面も総合的に考えますと、小中一貫というのを我々ももう少し、むしろ本来であれば中高とか、受験の壁を取り除くとか、いろんな考えがあって皆さんが判断をするのですけれども、果たして教育上の理論としてどういう形がよいのかというのは私自身もこれから勉強してまいりたいと思いますので、そういうことでよろしくお願いま

す。

○青木秀夫議長 以上で小森谷幸雄議員の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

11時30分より再開いたします。

休 憩 (午前11時20分)

---

再 開 (午前11時30分)

[議長、副議長と交代]

○今村好市副議長 議事を再開いたします。

青木議長にかわり議事を進めます。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、青木秀夫議員。

なお、質問の時間は60分です。

[12番 青木秀夫議員登壇]

○12番 青木秀夫議員 12番の青木です。よろしく申し上げます。

先ほど本間議員が述べたように、時間の過ぎるのは本当に「光陰矢のごとし」で、ことわざどおりで、私も年を重ねるごとに年々一年の回転がサイクルが速くなってきているのを実感しております。今年ももう平成29年も1カ月足らずで、来年は平成30年と、この30年間も非常に短かったような気がしております。

さきの衆議院選挙、大義なき解散あるいは党利党略と批判されながらも、野党の分裂、自滅によって政権与党が思惑どおり以上の圧勝という成果に終わってから早くももう1カ月以上になっております。国政選挙になりますと、そのたびに各政党、各候補者とも抽象的で耳ざわりのよい、似たり寄つたりの訴えばかりが目立っています。当選第一主義のポピュリズムの傾向はますます強くなっているような気がしています。特色のない政策論争のない訴えが有権者の政治への無関心、低投票率を生み出しているのではないのでしょうか。有権者も各候補者のポピュリズムを見透かしている結果ではないかと思っております。国の重要課題が少子高齢化への対応や財政再建問題であることが焦眉の急であることぐらい多くの有権者も承知しているのではないのでしょうか。もっと将来を見据えて痛みを伴う負担増や給付減の真剣な議論を選挙のテーマにすることのほうが政治への関心も高まり、投票率アップにつながっていくのではないのでしょうか。

問題を先送りしても、そのツケはいつか必ず来るのです。国も借金返済を借金返済期間の途中で権力を使って返済期間や返済方法のルールを途中で変更しても、その場その場をしのいでいても、いつかツケはやってくるのです。いずれそのツケは本当に必ず来るのです。国であっても借金を踏み倒さない限り、ルール変更しても返済期限は必ず来るはずで、来るのです。そして、いつの日かその時代に居合わせた国民がそのツケを負担しなければならないのです。国の1,000兆円の借金、返済期間や返済方法を変更に変更を重ねた結果、現行の返済期限は最長60年ですね。返済期限を60年から100年にすればまだまだ借金する余裕はあるなどという意見もあります。中には、極論なのでしょうけれども、借りっ放しでいいのではないかと、永久債を発行すればいいなんていう、これ本当に著名なエコノミストもいるわけです。果たしてどういうことなのか、私にはわかりません。

これから60年後、2080年、その2080年の日本の人口は7,000万から8,000万という推計もあります。80年後の2100年には最悪5,000万割れなんていう推計も出ております。人口は減少しても借金額は変わらない社会、その時代どうなっているのでしょうか。国政選挙は2年から3年の間に必ずあります。国政選挙がある限り、財政再建策は先延ばしされているようです。さきの衆議院選の直前にもプライマリーバランスの黒字化、目標ですよ、目標年度が先送りされました。プライマリーバランスの黒字化目標年度先延ばしはもう何回目でしょうか。何回延ばしても返済期限はやってくるはずですよ。国、地方自治体、国民、企業一体となって財政再建策はいろいろ講じられているようですが、国政選挙があるたびにその策をぶち壊しているというようなことではないでしょうか。国民、有権者の良識をもっと信じてよいのではないかなと思っております。

国は財政再建策の一つとして市町村合併を進めようとしております。その一つとして、合併特例法なども合併推進をしようとする一つの策としてそれを据えているのだと思うのです。

そこで、この合併特例法について伺いますけれども、この合併特例法は現行平成32年の3月末が期限となっております。その後の合併特例法の見通し、再延長になるのか、あるいは期限切れになるのか、その辺についての見通しはどうなっているのでしょうか。また、館林、この板倉町の法定合併協議会の進行状況と現行特例法との関係を絡めて、合併特例法の平成32年3月末以降の見通しをお伺いしたいと思います。

○今村好市副議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 青木議員おっしゃるとおり、合併特例法につきましては、平成32年3月31日までの時限立法となっております。その後の合併法の行方でございますが、私どもでははかり知れないところがございます、お答えのしようがございませんので、よろしく願いいたします。

また、当然でありますけれども、合併特例法が32年3月31日までで切れますので、合併協議会には年度ごとの計画はありますが、全体の工程等は今のところございません。しかしながら、この一つのポイントになるというようなことでは考えてございます。

以上です。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 館林、この板倉町の法定合併協議会は9回目も終わって今度10回目に入るわけですが、この協議会の役割については、役割の分け方によっては専門部会あるいは幹事会と法定合併協議会、場合によっては両首長のと、そして合併協議会の事務局と分けると5部門、5層構造で組織されていると言ってもよいのではないかなと思うのです。そういう中で、合併協議会運営の進行役を担っているのは事務局が中心になっているのかなと思うのですけれども、この事務局の権限ですか、果たしている役割、これどのような役割、権限が与えられ、またどのような役割を果たしているのか、事務局についてお聞きしたいのですけれども、権限について。

○今村好市副議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 お答えいたします。

合併協議会の事務局の役割ということでございますが、合併協議会にはさまざまな規定、規約等がございます。その中の規約のとおりというふうに思っておりますが、合併事務局の役割としましては、まず合併協

議会を開く会議開催等の事務を担っております。また、幹事会というのございますけれども、その幹事会の開催につきましてもその事務を担っております。また、館林と板倉町の職員による8部門の専門部会がありますが、その専門部会に関する会議の開催並びに連絡調整等が主な合併協議会の事務局の事務というふうに認識しております。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 合併協議はサービスは高いほうにと、負担は低いほうに合わせるという基本姿勢で進めると合併協議はスムーズにいくと言われていています。そのとおりかもしれませんが、しかし、現実はそのもいかならないと思うのです。その基本姿勢で合併協議事項を検討調整する前に、合併することによって生まれるであろう人件費とか、事務費とかの削減額は一体どのくらい出てくるだろうかという試算をすることがその協議をするに並行してというか、その前に必要かと思うのです。この合併方式も編入と決まりました。

そこで、伺いますが、両市町の専門部会あるいは幹事会、事務局、それぞれというか、合同でか、あるいはそれぞれの部門で人件費とか、あるいは事務費等の削減額がどのくらいになっているかという試算をしている、概算の試算をしていると思うのですけれども、それは概算どのくらいの合併財源が生み出せるというふうなことを試算しているか、お伺いしたいのですが。金額は億単位、千万単位で結構ですから、できれば3億円とか、4億円とか、5億円とかと、そういうような数字で示していただければと思います。

○今村好市副議長 小嶋企画財政課長、答弁席で答弁してください。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 合併協議の一つであります新市基本計画というのがございます。要するに、合併した後の新市における総合計画みたいなものですが、この新市基本計画につきましては、合併後10年間についての新市の財政状況を推計することになりますが、現時点では両市町の事務事業や住民サービスのうち多くの経費を伴うものについて、その相違点をどう調整するのか、その多くが決まっておきませんので、その全体額を推計を行うことは現時点では困難であり、実施をしていないところでございます。

ご質問の中の部門別、要するにまだ全体的にはできないのですが、項目別に若干その推計している部分がございますので、それを答弁させていただきたいと思います。まず、歳入の関係で申し上げますと、合併に向けての財政試算についてであります。合併により大きく変化するものに歳入面では普通交付税と普通交付税の振り替えであります臨時財政対策債が考えられます。そのため、普通交付税と臨時財政対策債の合計額が合併に伴ってどのように増減するかについて、直近の平成29年度普通交付税の算定をベースに試算してございます。

○12番 青木秀夫議員 課長、差額はどれくらい出るか聞かせてください。

○小嶋 栄企画財政課長 それでは、結果のみ申し上げます。

普通交付税と臨時財政対策債を合わせた結果でございますが、合併後、直後については交付の特例がございますので影響ありませんが、11年目になりますとおおむね2億円の減になるというふうに算定をしております。そのほか歳出面では、今の現状ですと、本町の特別職が失職するというようなこととなりますので、町長、副町長、教育長の人件費といいますか、費用が減額になります。それがおおむね年額2,600万円減額になるというふうに財政推計しております。また、電算業務、これは物件費に当たりますけれども、電算業務につきましては、おおむね5,000万円程度年間で減額するというような推計をしております。それと、臨

時職員経費につきましては、年額7,000万円程度の減額があるというような試算をしております。そのほか、議員報酬等についてはまだその議員さんの協議がされておられませんので、未算定であります。また、一般職員の削減につきましては、現時点ではおおむね6年間で38名ぐらいの職員が削減になるというようなことで想定しております。というのは、合併後2年目以降退職者の補充を2分の1から4分の3程度に抑制した場合のことでございますが、このようなことを想定しますとそのような数字になりますが、合併後おおむね10年間で17億7,000万円の減額になるというふうに考えております。それに付随しまして、共済組合、退職組合等の削減につきましても、10年間でおおむね5億7,000万円の減額になるというような、各項目ごとの財政推計については以上のような数値になりますが、全体的な財政シミュレーションについては今のところ推計ができていないような状況であります。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 だから、今のを差し引きしてどのぐらいな削減効果が出るかというのを、今足し算して引き算すれば出てくるのでしょけれども、それをお聞きしたかったですけれども、おおむね館林のほうで出している数字と似たり寄ったりなことが出ていますね。館林でもこれを市議会で今、須藤市長が議会で答弁しています。もっと簡単にしてもらおうとわかりやすいのですけれども、館林の市長の答弁ですと、特別職で約3,000万円、議員の削減で約2,000万円、職員関係で約2億5,000万円、3億円ぐらいの人件費の削減が見込めるのではないかとこのように答弁しています。板倉町のを今計算すると大体そんな数字になるような感じがするわけです。

それで、それプラス、先ほど小嶋課長が答弁しましたが、その人件費のほかに事務経費とか、あるいは物件費とかの削減も見込めると思うのです。そういう細かい数字だと聞いていてわからなくなってしまうので、人件費とか、あるいはそういった事務費とか、物件費とか、そういったものの含めて、ひっくるめてどのぐらいな削減額が出てくるかということをお聞きしたいのですけれども、概算でいいのですよ、別に、正確な数字を求めているわけではないのですから、億単位ぐらいで示していただくといいのですけれども。

○今村好市副議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 先ほどの答弁と重複する部分もございますけれども、全体的な財政シミュレーションについては今のところ作業中でありまして、ここでお答えすることはできないというふうに考えております。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 今のもう一回お聞きしたいのですけれども、答弁してみてください。小嶋課長、今のもう一度。

○今村好市副議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 全体的な財政シミュレーションについては策定中でありまして、全体的な削減額というのは今のところお答えできないような状況であります。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 それでは、現在策定中であるということであれば、今の策定中の中途半端な段階で

結構ですから、そのわかる範囲で数字を出していただけないですか、今の段階の数字で。

○今村好市副議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 現在策定中の内容につきましては、先ほどご答弁させていただいた内容でございます。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 先ほどもう私が聞く前に答えられてしまったのですが、電算事務費というのが板倉町で、私ちょっと電算事務についてはうまく質問できないのですが、電算事務の委託料、あるいはあいつ関連のも含めて総額どのぐらい現在負担しているのでしょうか。そのうちの5,000万円ぐらいが削減されるだろうという答弁なのでしょうけれども、もとの数字はどのぐらいになっているのでしょうか。

○今村好市副議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 概算で申し上げますと、1億円程度になります。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 合併によって概算数字が出ていないという、出せないということなのでしょうけれども、これ館林の市議会では、これは館林が単独でそういう試算をしている結果なのかなと思うのですが、いろいろ数字が議会に出ていますよね、答弁されていますよね。例えば、館林の試算では、数字は約4億8,000万円ぐらいな削減になるのではないかと、田沼企画部長が議会でご答弁していますね。板倉町の試算でも館林と同額程度の合併財源は生み出せるという数字が出るのではないかと、どうなのでしょう。

○今村好市副議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 先ほどの小嶋課長の答弁を少々補足させていただき答弁をさせていただきますが、現在合併協定項目の協議が進行中ということでございまして、まだこれから協議調整、そして協議会へ諮るという案件が数多く残っております。議員もご承知のことと思いますけれども、もうこれは新聞にも報道されておりましたが、一番大きい問題としますと、学校給食無料化の関係がこれがひとときわ際立った金額でございます。館林が試算している内容につきましては、館林の独自の考え方に基づいた試算をしているという状況であるということは議員もご理解いただけるかと思っております。そういった中で、この給食費のほかにもいろいろありますが、子育て支援金の関係とか、もろもろこれから協議調整をしていく必要があるものがございまして。そういったものの取り扱いがどういう形で協議会で決定されるかによってこのシミュレーションは非常に動くことが想定されるという状況でございますので、新市の基本計画にどういう内容で最終的なその調整結果を盛り込むか、これが不透明な部分がございますので、小嶋課長の答弁のとおり、現時点では議員がおっしゃるような億単位でもいいというものであっても、具体的にアバウトな数字であっても答えがしばらくという状況であることをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 私が聞いているのは、そういういろいろな今言った協議事項というか、事項を進めるに当たってお金が問題が出てくるわけでしょうけれども、その前にそれをするに当たって、これは誰でも感じることですけれども、合併すると何がしかの人件費とか、あるいはいろんな行政経費が浮くだろうと誰でも思うわけです、素人でも。だから、それがどのぐらいになるかというその金額をまず決めて、その金額、それに基づいていろんな協議事項を進めていくというのが順序かと思っているのでお聞きしているのです。順序がそっちが先なのかなと。

では、館林で試算のこの裏づけになっているのは、合併特例法の、先ほど小嶋課長もちょっと答弁しましたけれども、17条で地方交付税の優遇措置が合併後10年間、合併前の基準財政需要額をもとに担保するというふうになっておるわけですね。10年間のうち前半の5年間は両市町の合併前の基準財政需要額に基づいて交付税が算定されると。満額保障されるというふうに記載しておりますね。後半の5年間もそれに準じて一定額が保障されていると。そして、さっき小嶋課長の答弁があったように、11年後にこの交付税の優遇措置が切れて、いわゆるそのときの基準財政需要額引く基準財政収入額ですか、の差額がその時点で交付税の金額ということになるでしょう。それは、合併前ですからまだ決まっていないうのですけれども、恐らく館林が出しているのも、28年度の決算が出ていない前にこれ出しているのしょうから、平成27年度の館林市と板倉町の決算をもとに算出しているのではないかなと思っているのです。

この館林の出している数字、5億円程度が浮くのではないかという試算なのですけれども、これについてはどうなのですか。間違っているのでしょうか、それともまあそんなものだろうということなのしょうか、その辺について答弁していただきたいのですけれども。

○今村好市副議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 ただいま青木議員おっしゃいます4億8,000万円の数字でございますが、これは館林市議会で29年6月議会で渡辺議員さんのほうからの質問に対して田沼政策企画部長が答えた数字であるというふうに思います。ただし、私の認識では4億8,000万円という数字は、地方交付税額が、普通交付税額が11年目に4億8,000万円減額されるというようなことで答弁したというふうに認識をしております。ですから、全体で差額で4億8,000万円減額になるというのは、私の範囲では認識はしておらないところでございます。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 細かいこと言うつもりないのですけれども、11年以後に4億8,000万円減額になるということは、前は4億8,000万円減額にならないで来るということではないですか、算数的に言えばそうですよ。だから、あれをこの間板倉の町内に合併反対のような趣旨のチラシが配布された中でも、合併すると交付税が4億8,000万円すぐ減額されるよという意味でああいうのを意図的にその数字を捉えるわけですけれども、4億8,000万円11年後に減額になるということは、その前ならないということなのですから、とりよによって4億8,000万円ぐらいのお金が浮くでしょうということを推計しているのだと思うのです。まあ、いいや、その話は。そうだというふうに私は理解しておるわけです。

それで、合併協議というのは、先ほども言いましたように、サービスは高いほうに、負担は低いほうに合

わせて協議を進めることがこれは円満で一番スムーズに行くことになるわけですがけれども、そうはいつでも財源の問題があるわけです。そのときに、議論する過程でその前に幾らそこに財源があるかということがこれ大切になってくると思うのです。その財源が底をついてしまった、なくなってしまったというときどうするかということで議論するのが順序だと思うのです。これはみんな先のことで推計ですから、推計でいいのですよ。狂ったって間違ったっていいのではないですか。そうして進めていくのが合併協議会だと思うのですけれども、現実はどうなふうになっているのですか、内部は、幹事会とか、あるいは、我々合併協議会には参加しているけれども、合併協議会って舞台上で見えているだけで、その水面下のことは全然わかりませんので、幹事会とか事務局、合併協議会の事務局などでは試算しているのではないですか、これ。

○今村好市副議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

確かにその協定の項目ごとに双方の現状に基づいてそれぞれ合併後にかかる費用は試算をしております。ですから、一例、子育て支援金の関係なんか申し上げますけれども、板倉町においては29年度予算計上額は795万円を計上しているわけですね。館林が同等の制度をとるという上での試算をしています。その金額が4,400万円という数字が出ております。そうしますと、これ合併しますと双方足し上げて約5,200万円程度が予算上必要になってくるという、そういうデータをもとに専門部会、それから幹事会等で協議をするわけですが、そういった中でやはりそのパートパートで将来的な財政負担が持続可能かどうかという、そういう判断がそこに出てまいります。そういったことで、我々とすれば現行の板倉町のサービスの低下が生じないような姿勢で協議に臨んでおりますけれども、板倉が実施していて館林が実施していないものということになりますと、館林サイドから見れば新たに財政負担が増すということであるわけですから、その辺の調整がなかなか困難を来しているという状況であります。

したがいまして、その先協議会へそういった案件については上程がまだこれからになるという、そういう状況でございます。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 幹事会とか合併事務局、協議会の事務局では財政推計は出してあると。余りそれ外へ出さないほうがいいのではないかなんていう情報も聞いているのですけれども、それは答えられない、中里副町長もその当事者でしょうから答えなくていいですけれども、そんな情報も耳にしておるのですけれども、外部に真実を出さないほうがいいと、まだまだ、というような、そんな情報もあるのですけれども、恐らく合併することによって誰が考えても、先ほど言うように、人件費とか、あるいは事務費とか、物件費とかというのまで一定の金額は浮くだろうと、それは企業だって、自治体だってこれ合併することで自然に、別に絞り込まなくても自然にでも浮いてくるだろうというのが想像できるわけですから、その合併財源というか、それを使って協議を進めるのがこれは当然だと思うのです。

そこで、合併協議の進行状況によっては平成32年になることもこれ必至でしょう。安良岡市長の不幸もあって、約半年のブランクもあって合併協議会は延びておるわけですが、これ平成32年ぐらいを想定しますと、29年今年度、30年度、31年度とあと3年この板倉町も館林も決算をするわけですね。その3回の決算を経ることによってその後の、3年後の平成31年3月末の財政というのが出てくるわけですが、こ

それは推計で。それで、それは板倉町でもこの庁舎はまだ建設も完了していないわけですし、それから旧庁舎のここの解体だとか、あるいは資源化センターの再利用だとか、防災ラジオの設置だとか、いろいろな計画もしておるわけですので、そういった大きな費用も考慮して平成32年の3月の板倉町の決算で基金の残高というのはどのぐらいの基金の残高になるか、推計してみただけででしょうか。

いいよ、20億円とか、25億円とかと、そういうのでいいですよ。

○今村好市副議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 板倉町の基金の残高の推計でございますが、28年度の決算でいきますと、財政調整基金と減債基金合わせまして27億円程度がございます。今般29年度、30年度等につきましても、庁舎建設等行ってございます。それによって目的基金等も減りますけれども、財政調整基金についてはなるべく崩さないような感じで財政的には考えておりますけれども、やむを得なく財政調整基金等の一般財源として使用することになります。基金の推計でございますが、今ここで幾らというようなことはなかなか難しいですけれども、今先ほど申し上げました27億円からは減額、減るといような推計はできますが、数字的なものをここの答弁のときに言うのはちょっと私的には今計算ができないところでありまして、減るといことは確実であるというふうに私は思っております。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 合併を進めるにあってやはり先ほど合併によって生み出される財源とか、あるいは基金をいかに運用して当面財政運営を乗り切っていくかということが必要なのだと思うのです。それには館林と板倉町でオープンな形で32年の3月末の基金はどのぐらいあるのかとか、そういうのをお互いに意見交換ではないよな、数字を出し合って、それで合併を進めていくのが合併協議をスムーズに進めることだと思うのですけれども、まず私など素人が思うとそっちが先で、それから一つ一つの協議事項を進めていくと、その中にはいろいろな問題もあるかと思うのですけれども、金がなくては始まらないわけですから、その財源に基づいて進めていくのがいいかと思うので、ぜひその順序としてそっちの財源の確保をまず先に進めてその幹事会でいかれたらよろしいかなと思うのです。そういうことで、それは要望しておきますから、よろしく願います。答弁いいよ。

○今村好市副議長 答弁がありそうなので、企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 先ほどの答弁を修正させていただきます、急な質問だったものですから。

28年度の基金につきましては、先ほど「27億」と申し上げましたが、「21億」の間違いでありますので、訂正させていただきます。

また、合併につきましては、私ども企画財政課、財政を担う担当としましては、やはり合併によります行政改革を推進し、行政運営経費の削減を進める所存でございます。持続可能なまちづくり、または安定した行政サービスをといった最大限の目的、最も大切なことを勘案しつつ合併の調整を行っていきたいというふうに思っております。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 次に、義務教育の役割について伺っていきたく思います。この役割については昨

年の12月にも同様の質問をしていますので、内容のあるかみ合った答弁を教育長、期待していますので、よろしくをお願いします。

義務教育の学力とは何かと議論するとなると、まず義務教育のどの部分をどのような尺度ではかるか、その基準をまず定めることが先決だと思っております。そうでないと、十人十様それぞれの見解となり、議論がかみ合わなくなりますので、今日は教育長お願いしますけれども、今実施している小学校6年生、中学校3年でしたか、の学力テストに絡めた義務教育の目的とは何か、義務教育の学力とは何かについて伺っていききたいと思います。

今行われている学力テストですけれども、これ2007年、平成19年に43年ぶりに復活したのですね。その背景にはどんなものがあってこんな復活したのか、伺いたいと思います。考えておいてください。

この学力テストは、恐らく戦前の軍国教育の反省で、戦後教育の民主化とか、教育の地方分権化などによって、昭和30年ごろまでは教育委員も公選制であるとか、かなり全国的にばらばらな教育が行われていた。私もその当時の小学生の当事者だったのですけれども、子供だからわからなかったですけれども、随分地域によって差があったということで、これ1956年に日本も独立した後で昭和31年に、全国一斉ではないのですけれども、初めて学力調査を実施したようですね。それで、とにかく昭和30年までごろは、教育長も生まれたばかりぐらいかな、知らないかもしれないけれども、漢字を教えない教育なんてやっていたのですよね。漢字廃止論なんていうのがまだ議論されていた。本当にローマ字にすべきかとか、漢字を廃止すべきだとかと議論されていたけれども、さすがに日本人漢字がないと不便なのだということで、昭和30年ごろから漢字教育は復活したのですね、私は子供だからわからなかったですけれども。それで、学力調査をやったと。

その後、36年から全国一斉の学力調査、いわゆる悉皆調査というのですか、それが実施されたのですが、この日本教職員組合の猛烈な反対で、自治体間競争あるいは学校間の過激な競争、不正競争まで横行して、これ中止になったのですね、3年間で。学校によっては平均点98点なんていう学校も出てきたそうで、こんな明らかにこれはインチキだということで中止になったのですね。

その後、だから前の東京オリンピック、1964年から43年ぶりに、つい10年ぐらい前実施されたわけなのですけれども、この学力テストが実施された理由というか、復活した理由ですか、背景については教育長はどのようにこれ考えていますか、見ていますか。43年ぶりの学力調査の復活についてです。

○今村好市副議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 復活につきましては、大きく言うならば、OECDの考え方がありまして、日本はそれと比較したときに学力、理科の分野とか、数学の分野とか低いよというようなことから始まって、ではもっと早い時期に学力を上げようではないかというようなことで悉皆調査といいますか、全国の学力調査が復活したというふうに思っています。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 私は見方違うのですけれども、21世紀に入って少子高齢化、人口減少社会がクローズアップされるようになりました。そういう時代が到来するといろいろな業種に影響を及ぼすことになるわけですが、特に子供の減少は教育産業にとっては影響が直撃することになったのではないのでしょうか。そこで、新たな市場開拓をしなければということが背景にあったのではないかなと思っております。先ほど教育

長も国際、OECDの調査とか、盛んに国際化教育、グローバル教育というのが叫ばれておるわけですが、何も21世紀になって国際化社会になったのではないではないですか。誰かがこれあおっているだけなのです。日本は明治以来国際化社会の中に入ってきているでしょう。それで、何も昨日今日国際化社会になったわけではないのです、江戸時代ではないのですから。にもかかわらず国際化社会、グローバル社会と危機感あるいは不安をあおっているのは教育産業なのではないですか。この教育産業の思惑に教育関係者も学力不足あるいは国際競争に負けてしまうなんていって乗せられているのではないかなと私は思っております。

先ほども言いましたが、日本は明治以来国際化社会に入って、今貿易立国として国際化社会の中の真っただ中にいるのではないですか。にもかかわらず、国際化、グローバル化と言って何かいろんな騒がせている、保険業界と教育産業は別名脅迫産業ともよく言われておるわけで、その教育産業のビジネスに乗っているのではないかなと思っております。日進月歩で確かに社会は進んでおるのでしょうか。ですが、大多数の日本人が国際社会の、国際競争の舞台とは無縁な存在ではないのでしょうか、大多数の日本人は。国際舞台での学力と義務教育の学力はリンクしているのでしょうか。義務教育、本来の目的である基礎基本の教育、地についた教育は重視されるべきだと思うのです。国際化、国際化と浮ついた、上滑りな教育について教育長はどのような考えを持っているのでしょうか。文部大臣になったつもりで自信を持って所信を述べていただきたいと思います。どうでしょうか。

○今村好市副議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 学力云々の話が出ましたけれども、基本的に義務教育の学力に関する考え方は、確かな学力と、最近では確かな学力というような言葉を使っております。それは、基礎的な、基本的な知識の育成プラス、最近みずから考え、みずからそしてそれを解決する、その能力を養うというようなことです。そうしますと、では具体的にどの部分が伸びたのか、あるいは学力として扱われるのかというようなことになりまして、やはり最終的には悉皆調査なる全国学力調査が来ると思います。これを一つの基準として、学校運営を真面目に、一生懸命真剣に取り組んでいくわけですが、全国の悉皆調査の平均の正答率というのがあります。あるいは県の平均正答率があります。それを受けて確かな学力、つまりその平均の正答率の上を行くか、下を行くかという形で目標として頑張るということです。ですから、それに近づける形でそれぞれ学力アップを、向上を図ってもらえないかというような考え方でおります。

先ほど言いましたみずから学び、みずから考える力、つまり社会に還元できる、社会との関係で、生活の中に活用できる知識をつけてくれというような文言があるわけです。それによって全国学力調査の中に問題Bというのがありますけれども、この中で具体的に生活感のある問題をつくって、そして役に立つというようなことでやっております。それが結果としてほかの教科にも派生して、グローバル化の時代といいますか、国際化の時代に通用する学力はどんどん、どんどん身につけていくというような形で推進しているというようなところですね。基本的に義務教育の考え方は、学力、そして心、そして健康な体、これを総合してバランスよく学習させるというようなものが基本としてあるわけです。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 教育長は前の議会でも学力テストの結果からも今の学力は合格点だとも答弁してい

るのです。あれ私の質問に合わせたのかどうかわからないのですけれども、本心は。一方で、学力向上をはやしているのは、発信元は文部省だと、それをマスコミが広めているのだというふうに教育長も答弁しているのですけれども、私はそうではなくて、文部省や、文部省だな、文部省の背景には教育産業の影がちらついているのではないかなと思っておるわけです。

昨日の新聞、教育長も見たと思うのです、これ。これ義務教育とは関係ないのですけれども、今度はセンター試験の方式が変わって、大学新テストというのが採用されるのだ、平成32年から。これも小学校の英語教育とくしくも同じなのですよね。こんなことやったらこれは大変だよ、生徒も、父兄も、保護者の負担も。物すごいこれ経費かかりますよね、保護者の負担も。誰がこれもうかるのですか。教育産業はもうかるのですよ、これ。今度民間がやるのだというのです、これ。こんなでっかく載っている、昨日の新聞。これ上毛新聞だけれども、どの新聞にも載っていますよ。だから、そういうことは私は少子化で教育産業は必死なわけですよ、あの手この手で何とかいろんなことをやらせて。

私は英語教育には決して反対ではないのです。反対論者ではないのです、賛成論者なのです。誤解されると私困ってしまうのですけれども、町長なんか反対でもしているのかなと思っている。私全然反対なんかしていないです。順序が違うのではないかとやっているだけなのです。小学校に英語なんか教えるのは、あれは虐待だと私は思うぐらいです。それは、国際社会、グローバル社会と言っているけれども、グローバル社会で活躍する舞台というのは何でも一般の人とは舞台が違うのではないですか、スポーツでも、科学でも、芸術でも。何でも国際化社会の舞台で活躍する人というのは違うでしょう。オリンピックへ行く人とどこかの中学校の部活を同じようにして、そういうハードな練習させたら、勉強だけではなく運動だってみんな逃げ出してしまいますよ。登校拒否とかひきこもりなんていうのができているのもこういったところに一つの原因があるのかなと私は思っておるのです。

それで、もう時間がなくなってしまったからあれですけれども、小学校の英語教育聞いてみましようか。平成32年、2020年から始まるわけですけれども、教育長は英語の教師ですから、英語を習得する困難さはよく知っているはずなのです。こんなものは覚えられないのだというのを、いろんな子供見ているのですから知っているのです。それから、英語というのは英語マニアでもない限りこれはマスターできないということもよく知っているはずですよ。一番知っているのです。でも、立場上、ここの公の席でそんなことは口が裂けても言えないのはわかりますので答弁求めませんけれども、それはよく知っているはずですよ。

教育長は今、話変わりますけれども、職員採用の試験官というか、もやっておるでしょう。どうですか、板倉町役場の職員の学力、600字の作文の中に19個の漢字を間違っているなんていう人もいるそうなのですけれども、そういうの見て実感どうですか。やはり英語教育ですか。200校以上の大学で漢字の補習授業をやっているなんていうのもニュースに載っておりますよね。本来ならやはり順序があるのです。家建てるって、基礎工事やって、柱立てて、それから屋根つくって、壁つくってと順序があると思うのです。英語教育なんていうのは、うちができ上がって、その中に……

○今村好市副議長 途中ですけれども、青木議員に申し上げます。

時間ですので、まとめてください。

○12番 青木秀夫議員 はい。

順序があると思うのです。ですから、英語教育について私は決して反対するのではないのですけれども、小

学生の英語教育については問題ありだなと。百害あって一利なしだ、そういうふうに主張する専門家教育長よく知っているでしょう。何か日本の英語界の権威の大津由紀雄とかなんとかなんてしょっちゅう言っていますかね。小学校の英語なんて百害あって一利なしだと、あんなのやめるべきだ。だから、そういうことを、もう少しちょっとおまけしてください。

○今村好市副議長 最後の質問ね。

○12番 青木秀夫議員 はい。答弁要らない。

多くの人が漢字の読み書きで苦労している人が多いと思うのです。板倉町の役場の受験者だってそうでしょう。教育長もそれよく見ているはずですよ。私なんても個人的に何十年苦労し続けていますよ。大学に入って漢字の大切さをすぐ気がつきましたよ。読めない、理解できない漢字の続出で、本を読むことが本当にできなかったです。今年の流行語になっている「付度」なんていうのも、私も学校へ入って本読んでいて「付度」なんていうのを見たことは何回かあるので、ああ、あれかと思って最近50年ぶりに思い出しましたけれども、そういうやはり字が読めないと本も読めない、勉強もできないわけです。やはり英語なんか全く私なんか役に立たなかったです、個人的にも。いまだに英語が役に立ったなんて記憶にない。漢字ができなかったと苦労しているのはずっと何十年続くけれども。

そんなようなこともありますので、小学校の英語教育もいいのですけれども、教育長、文部大臣だからそれをストップするわけにいかないでしょうけれども、批判することぐらいできるのです、英語教育、英語の先生なのだから。あんなものはやめたほうがいいとかって言うことぐらいできるのです、ストップはできないでしょうけれども。そんなことも含めて、役場職員の漢字のできない人を見たり、では最後にちょっと簡単に答えてください、そのことについて。

○今村好市副議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 今英語科の云々の話ずっと来ていますけれども、私自身は基本的にはやはり小学校はまずは漢字を、国語ですね、日本語をやるべきだと思っています。ただ、ここまでやるというようなことになった場合には、やはりやるからにはそれなりのことをやらなくてはいけないということは思っています。英語が必要ないというようなことを青木議長言っていましたけれども……

○12番 青木秀夫議員 必要ではないのではないのです。

○鈴木 優教育長 そこまでは、必要だけれども、やることはないと、あるいは反対だというようなお話ですけれども、そこまでは強く言うことは私自身はできません。必要だと思っています。

○12番 青木秀夫議員 ありがとうございます。誤解されては困るよ。私、英語の反対なんて言っていないよ。小学校の反対だと言っているのですよ。

○今村好市副議長 以上で青木秀夫議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時30分より再開をいたします。

休 憩 (午後 0時34分)

---

再 開 (午後 1時30分)

[副議長、議長と交代]

○青木秀夫議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、小林武雄議員。

なお、質問の時間は60分です。

[1番 小林武雄議員登壇]

○1番 小林武雄議員 議席番号1番、小林と申します。よろしくお願いいたします。一般質問、今回で一応5回目になるわけですが、今年の3月以来4番目ということで、いつも最終の番号になるのですが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

最初に、私のほうは一応4点ほど今回質問事項あるのですが、そのうちの国道354号バイパスの関係、進捗に関しまして質問させていただきます。この国道354号バイパス、板倉北川辺バイパスは延長4.6キロメートルで、このうちの2.6キロメートルが群馬県側、2キロメートルが北川辺側で一応工事を進めております。群馬県側としては平成23年度から工事を着工して、予定でいきますと平成30年、来年の3月には一応完成するという予定で工事が進められていると思います。そこで、確認の意味を込めまして、現在の進捗状況等々を教えてくださいたいと思います。

この関係にいたしましては、11月17日ですか、町当局、議会を含めて群馬県の知事並びに議会議長宛て、また8月でしたか、埼玉県知事及び県議会議長ということで要望活動をずっと進めてきました。その結果が実る形で今回の工事が一応終了するという形になっておりますので、最終の局面ですので、予定どおり工事が進むかどうか、確認をお願いいたします。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 国道354号板倉北川辺バイパスの整備事業の関係でございますけれども、この概要につきましては、先ほど小林議員がおっしゃったとおりとなります。この整備事業の進捗の状況でございますけれども、まず道路改良工事につきましては、海老瀬地内におきまして支障物件の移転に係る工場の撤去も終わりました。全線にわたって側溝や縁石、そしてガードレール等の設置工事、また舗装工事が現在行われております。また、町道との交差点についても現在工事が進められているところでございます。

1級河川谷田川を渡る橋梁の工事につきましては、橋桁が架設されまして、橋梁上部のコンクリートの打設も完了し、舗装と街路灯及び高欄の設置の工事を残すのみという状況でございます。

また、後段の今年度いっぱい完成するかというようなお話になるかと思うのですが、今年度も埼玉県加須市と板倉町で組織をしております国道354号の整備促進連絡協議会におきまして、埼玉県は10月になります。11月群馬県、両県知事及び県議会議長へ最終的な要望活動を行いました。両県とも平成30年3月供用開始を目指して工事を進めておりまして、開通式の関係についても供用開始にあわせて両県で調整を行っておりまして、予定をしているというふうに伺っております。

以上です。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 その国道354号のバイパスの関係ですが、終盤に来ています。地元の人に聞きます

と、下五箇地区に入っている国道354号のバイパスのその道路の高さ、これが着工前の説明でいくと、もともとは農道、もともとの道路があるのですが、その道路の高さと余り変わらないというような説明があったにもかかわらず、現状の高さは1メートル弱上がっているということになっています。今さらこれどうこう言うわけではないのですが、この1メートルほど上がっている道路に対しまして、現状ある生活道路が、取りつけ道路があるのですが、その取りつけ道路の側溝ですか、要するに国道354号に降った雨を外へ出すのずっと沿線について一応側溝があるのですが、法付け道路の一部については側溝がついていないと、もしくは現場監督に聞きましたら、工事予定がないと聞いていますが、この辺のところはどうなのでしょう。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 高さの関係が説明会と違ったというようなお話ございましたけれども、計画そのものが変わってはいないと思いますので、当初の計画のとりの予定で工事のほうはできているのかなというふうに思っております。

側溝の設置の関係でございますけれども、これ法下の側溝の設置ということでよろしいでしょうか。

○1番 小林武雄議員 法付け道路の下、側道ですね。

○高瀬利之都市建設課長 国道354号バイパスの計画では、下五箇側につきましては、国道ができることによって既存の耕作道が分断されるということから、その機能補償として町もこれは協力をしているのですが、側道をずっと整備をしてきております。また、排水路につきましても、農地の排水ができなくなってしまうところにつきましては、これも機能補償として水路設置をしてございます。そういった箇所以外のところにつきましては、側溝設置をするということの計画は今のところ聞いてはおりません。

しかしですけれども、これから現場のほうも進んでいくわけですが、そういった今後国道のこれから進むに当たって隣接地に影響が出るようなことがあれば、その都度これは群馬県のほうに伝えて解決していただくように要請はしていきたいというふうに思います。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 今の側溝の関係なのですが、ないところを確認しましたら、すぐもう田畑というか、そちらにもう水が法面から落ちていくような形になっていますので、恐らく今のところ予算に入っていないと思いますので、国道354号が開通した後、もしくは一応現地を確認してもらって、もし住民の不都合があれば県、土木に申請してもらってよい方向に改善をしてもらえばと思いますので、よろしく願いいたします。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 側溝につきましては、道路の上面、道路面につきましては両側に側溝がつきますので、基本的には路面の排水は側溝で受けるということになると思います。ですから、本当に法面に降った部分の水を受ける、水が下に流れてしまうというような部分に当たるのかと思いますけれども、支障が来す場合にはこれは県のほうに伝えて解決していただくようお願いをしたいと思います。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 それに関連しまして、国道354号の側道が一応買収されて、現状砂利の関係で舗装

というか、仮の道がつくってあります。この側道の整備に関しては最終的にはどういう形で引き渡しをされるのでしょうか。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 側道の関係ですけれども、これ先ほどお話しをしましたけれども、農道が分断されてしまうところについて、機能補償としての側道の整備ということでございますので、これもともとが砂利道でございましたので、そのような形の原形復旧ということになると思います。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 その国道354号の関係であと二、三点お聞きしたいのですが、先ほど生活道路に3カ所ほど一応交差点があります。その交差点の関係、今年の7月でしたか、南部総合開発のときに川野辺県議に質問させてもらって、あそこの生活道路と国道354号の関係の交差点に信号機がつかますかという質問をしました。そのときには現段階では群馬県としては考えていませんということを聞きまして、その後地元の区長さん、あと町当局、私も含めてなのですが、館林の警察及び土木事務所のほうに信号機の設置の要望書を一応出してあります。要望を出したからといってつくとは思っていないのですが、すぐには、ただ今後従来の国道354号、要するに小保呂から合の川通って柏戸を抜けていく道が今度開通しますと、小保呂から谷田川を越えて真っすぐ柳生というのですか、桜土手を越えて、それでバイパスですので曲がる道もなくスムーズに流れてきますと、今後交通量がかなり増えてくると予想されます。

そんな中に、開通後、交通量とかその辺を調査した後、川野辺県議の回答ですと、検討するのかなというふうな県の回答をもらっていますので、今後とも地元区長を通じて、行政を通じていろいろなそういうことに関しては要望というか、陳情というか、その辺を関係者とやっていこうと思いますので、そのようなときには行政としても協力をして、一応3カ所あるのですが、3カ所のうちの1カ所か2カ所でもいいですから、信号機がつけられるように活動を今後とも協力のほどお願いしたいと思うのですが、その辺のところ一言回答いただければと思います。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 バイパス整備に係る信号の設置についてということでありまして、まず下五箇側におきましては、国道と町道が交差する交差点3カ所できます。利根川の堤防、古利根堤防の上の交差点、それから小合地付近、それと樋ノ口付近、海老瀬川につきましては、八間樋橋から来る道路との交差点の1カ所と、ここが交差点となるわけですけれども、現在のところ、議員さんがおっしゃるとおり、開通と同時に設置される交差点につきましては、八間樋橋からおりてくる道路との交差点、ここに1カ所のみということで、下五箇の3カ所につきましては、開通と同時に設置をされないということでございます。こちらとしましても、地元と一緒に要望書も提出をしておりますので、警察、また館林土木事務所等関係機関へ引き続き設置についての働きかけをしていきたいというふうに思います。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 このことについては継続的に活動お願いしたいと思います。

そこで、その国道354号バイパス、一応来年の3月に開通する予定と聞いておりますので、この開通にあ

わせて開通式のタイミングというのはいつごろなのか、あとは出席されるその、大枠で結構ですが、来賓と  
いうか、そういう関係者の方はどういうところまで案内を出して開通式をしていくのか、ちょっとお聞きし  
たいと思うのですが。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 開通式の予定ということでありまして、先ほどお話しをいたしましたとおり、  
来年の3月に供用開始ということをございまして、それにあわせて開通式もやっていくということをござい  
ます。最終的にはこの後半のほうになるのかなというふうに思います。

それと、出席者の関係につきましては、これは群馬県、また埼玉県もありますので、これからこれは協議  
をしていくことになっております。

以上でございます。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 この一般国道354号の関係にしましては、起点が群馬県高崎市、終点が茨城県の鉾  
田市ということで、全長172キロになりますが、ちょうどこの開通を済みますと、特にこの板倉町におきま  
しては群馬、埼玉、茨城の一応通過点という形で、物流、文化の関係の交流にいろいろと関係してくると思  
いますので、そういう意味ではこれから開通後いろんな意味ではこの国道354号バイパスが活用されて、い  
ろんな意味ではやはり波及効果大きいのかと思いますので、よろしく願いいたします。

とりあえずこの関係につきましては、これで終わらせていただきます。

続きまして、治水対策について質問させていただきます。板倉町は利根川、渡良瀬川に挟まれている場所  
でありまして、台風等が起きると、河川、用排水路の内水が増水して、水田、農道、一般生活道路も冠水し  
てしまう状態です。地形的に板倉町は群馬県下でも一番標高が低いところに位置していますので、近場でい  
きますと、館林に降った雨が時間差を経てうちの町に入ってくるということになっています。この高低差は、  
市役所の位置で言いますと約2メートルほど館林と板倉で高低差があるということを聞いています。

そこで、板倉のほぼ中央を流れている板倉川の関係なのですが、この板倉川には上流から降った雨をほと  
んど吸収して下流の第1機場のほうに送ると思うのですが、その第1機場と第2機場の役割分担というか、  
その辺の線引きというか、稼働式というか、それのところがあれば教えていただきたいと思いますが。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 第1排水機場と第2排水機場、それに対して板倉川と海老瀬川の役割ということ  
でよろしいのでしょうか。基本的に板倉川に流れてくる水は、第1排水機場が下流にありますから、それを  
排水をする形になると思います。第2排水機場につきましては、海老瀬川の水と、あと大箇野川からも来ま  
す。そちらの排水もするわけですが、大体今までの傾向で見ますと、板倉川が増えます。そうすると、  
第1排水機場で排水ができなく、だんだん水位が上がってくるわけですね、排水機場の20トンで運転しまし  
ても。そういった状況になったときには、海老瀬川を通して第2排水機場のほうから大箇野川の水も含めて  
排水をするというような形になっております。

以上です。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 その水の流れる関係ですが、そうしますと板倉川が優先的に第1機場に行き、そこであふれたやつが第2機場のほうに流れていく、及び谷田川を越えて大箇野に降った水が谷田川を下をくぐって第2機場のほうに流れていくと。南地区に降った雨が第2機場のほうに向かっていくのですが、この高低差というのは若干どちらが低いとか、その辺はわかっているのですか。海老瀬川の下のほうが低いのか、谷田川を越えて南地区に降った雨が流れていく、その川の高低差がありますよね。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 水の川の流れからしますと、大箇野川の水が谷田川をサイフォンでくぐりまして第2排水機場、通常は機場が運転しない場合は、そこからさらに権現沼を通して海老瀬川のほうに流れて、板倉川の第1排水機場のところから流れておりますので、勾配的にはそういった勾配でできていることになります。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 そうしますと、板倉川が一番低くて、海老瀬川というのですか、板倉川から第2機場に流れていっている、それは幾らか高くなっているという考え方でよろしいですか。南地区があつて、谷田川の下をサイフォンでくぐって、東に向かっていって、第2機場の前を通過して、そこでいったん出ていくと。それで、もう少し低ければ板倉川のほうに流れていくという形で、水路の関係はそうなっているわけですね。

そうすると、その中で、最近思うのですが、台風等で、年に何回もないのですが、板倉川とか、大箇野川とか若干、谷田川とか、しっかりした堤防よりも用水を兼ねている堤防というか堤ですと高さが余りないものですから、そこからあふれて出てしまうことも考えられると思うのですが、板倉川とか、海老瀬川あたりの掘りざらいとか、その辺というのは過去にやった経験はあるのですか。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 今板倉川、海老瀬川等の掘削、河川敷の掘削というお話だと思えますけれども、板倉川と海老瀬川につきましては、板倉ニュータウン開発事業にあわせて群馬県によって改修された河川でございますが、改修後十数年が経過をいたしまして、河川の底に徐々に土砂も堆積をしてきております。今までその中、掘削につきましては一度も行われてはないと認識しております。県のほうに確認をしましたけれども、県が管理する河川におきましては、河川の底に堆積した土砂の掘削につきましては、土砂の堆積の状況、計画断面に対してどの程度堆積したかというようなことを見まして、適宜掘削を行っているということでございまして、板倉川、海老瀬川につきましても同様に土砂の堆積の状況を見ながら掘削等対応を行っていくということで聞いております。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 それでは、次の質問に行くのですが、町内の豪雨というか、台風等で冠水した道路が、先般の台風21号のときにおきましてはかなり生活道路等も冠水してしまいました。農道とか水田等については時間がたてば問題ないと思うのですが、ただ生活道路とかそういうところにつきましては、冠水がす

ると車の往来とか人間の往来の関係で支障を来すと思います。最初に質問するのは、台風が去った後、恐らく役場の職員が道路の冠水とかその辺の確認を町一円巡回して確認していると思いますが、その巡回方法はどのようにやって、タイミング的にはどういふタイミングでやるのか。また、冠水箇所があった場合、その冠水箇所に対する注意喚起というか、その辺の表示とかをどのようにやっているのか、ちょっとお聞きいたします。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 今回10月ですか、22から23にかけては台風21号が上陸したわけですけども、このときも台風の接近による秋雨前線の大雨も含めてみますと200ミリ以上の大雨が降って、当町だけでなく、館林、また郡内の町におきましても同様な状況で各所で道路の冠水が発生したということになるかと思ひます。その中で都市建設課としましては、まず雨が降るというような段階でもう事前にパトロールを開始をいたします。今回こういった大雨による冠水があるということで、その二次災害の対策として、特に危険を及ぼすような冠水箇所につきましては、三角コーンとバリケード、そういったものによって通行どめの対策を行ってございます。

今回この台風では通行どめを行った路線については14路線ございました。また、県が管理をしております国道、県道につきましては、岩田地内、水郷公園のセブンイレブンから東に行ったところでございますけれども、国道354号の一部、それから離地内ということで、これはミモザ荘の東へ行って仲伊谷田承水溝を越えたところで一部、県道海老瀬一館林の一部冠水をしたので通行どめを行っております。

以上でございます。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 今の言われた箇所につきましては、台風のたびにここは冠水をするというふうに認識しているのですが、そういう場合ある程度その箇所については表示とか、注意喚起とか、常時アナウンスか何かしておいたほうがいいのかという感じもするのですが、ただ年に1回とか、数年に1回ですから、その辺のところもなかなか難しいと思うのですが、この辺の台風21号が去った後の実績としてここが生活道路が冠水しますよというような町民への周知というか、そういう活動というのは何かやられていますか。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 大雨による常に冠水する場所について看板等での注意喚起をということでございますけれども、道路冠水のする常襲箇所につきましては、路線によって周りの農地の盛り土によって道路が低くなってしまったところとか、自然に沈下をして低くなってしまったところ、いろんな原因が、状況がございまして。そういった生活圏の道路につきましては、可能な限り町の町道のかさ上げの対策も現在、今まで実施をしてきているところでございます。大雨等による常に冠水してしまう場所に注意喚起ということに関しては、ほかの方からもご意見はあります。ただ、雨の降りぐあいによっては冠水の延長も全くこれ変わってきますし、それからまた町内ほぼ一円が平らな勾配であるということで、今回みたいに本当に町内一円が冠水してしまうというような状況で、どこからどこまでを注意看板を立てたらいいかというような問題、設置場所の問題とか、いろんな問題があるというふうに思っております。そういった、実際現場におきまして

は、冠水した道路でも大丈夫だろうということで車入っていく、そういったケースが考えられますので、最終的にはきちっと通行どめを行わないと通行の安全を確保できませんので、これはまず通行どめの対応をしっかり行うことが大切であろうというふうに考えております。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 その今、冠水の関係なのですが、恐らくこの間の21号の関係もそうなのですが、台風がほとんど夜この辺は通過していきます。朝方にはほとんどもう台風が通過していますが、その冠水した道路に表示とかはしてもらっているのですが、その冠水のところに通行どめとか表示があっても、場合によっては中に進入していく人もいるのかなと思うのですが、過去にそういう冠水箇所に分から入っていった車が故障したとか、もしくは堀のほうに流されてしまったとかいう事例、これは実質今回の台風21号の関係で、大泉の古海のほうで、朝向こう、私仕事の関係で向こうへ行っているのですが、たまたま農道の用水路のところに一般の車が朝一番で落ちていまして、それも恐らく、それはまた冠水とは違う、冠水していて道がわからなくて曲がったら堀に落ちこちてしまったというケースなのですが、そういう意味を考えると、そういう車とかが過去にそういう事故に遭ったかどうかの実績とか報告とかは過去にありますか。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 冠水した道路で車両が立ち往生してしまったというような事故の関係になると思いますけれども、平成23年に私の知る限りで1件あったかなと思います。これにつきましては、場所が大字飯野になります。このとき、これも台風の大雨で町道が冠水したわけですが、こちらの対策としてはしっかり通行どめを行ったわけなのですが、何らかの原因でその通行どめを行ったコーンが移動されていて端に寄せられていたというようなことで、そこを入れていってしまったというような事故が1件あったかと思えます。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 そういう意味ではそういう表示等はやはり必要なと、また表示をしても自分の都合で入ってしまう人も中にはいますので、表示はやはり必要なと思えますので、ちょっとその辺のところは今後検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、排水機場に関してなのですが、先般の台風21号を参考にしますと、その台風21号におきまして実質報告を聞いているのが約5日間ほど稼働したということ聞いております。実質この台風21号は10月22日の夜ですか、メインがですね、で明け方にはもう去っていったという形ですが、基本的には板倉川が担当しての第1機場、第2機場だと思っているのですが、その機場の運転スタート、どういう方法でそのスタートが始められるのか、あと体制ですか、その辺をちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 板倉町で管理しております邑楽東部第1排水機場は、運転のきっかけと申しますか、そういうスタートということでよろしいでしょうか。この関係につきましては、排水機場のほうから自動的に担当の職員のほうに連絡が入ることになっております。この連絡も2段階になっておりまして、まず水位が、Y.P.という単位を使うのですけれども、Y.P.13.0になった段階で1回入ります。それが待機をする

予備水位ということでまず連絡が来ます。その段階では担当の職員はそれを見て準備を、自分自身の準備を始めるということになりまして、その後増水をしてきましてY. P. 13.3メートルになったときに、もう一度今度は2回目の連絡が来まして、これが排水機場待機水位ということになります。ということで、この段階で3人の決められた、係長クラスなのですけれども、3人が予備配置ということで排水機場のほうに配置をすると、そういう段階になります。

その後水位がどういふふうに動くかによって機場を運転させるのか、させないのか、そういう判断をしております。もし機場が動き始めたとなった場合は、この次は、16班体制で板倉の職員が組をつくっております。1日24時間を2交代、12時間ずつの交代になっておりますので、その切れのいいところが午前8時と夜の8時になっております。ですので、予備の3人がそのどちらかの時間まで運転等を見守りまして、その後16班の割り当てられた順番の班に引き継いでいくということで、その後は輪番で順繰り順繰りで送っていくというような体制でやっております。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 その体制の関係ですが、1班3名ということ今聞きました。その3名は網羅的に、どの部署も関係なく3人でやっているのか、もしくは総務課とか、農政課とか、その関係部署がまず1人ずつ必ず入っているのか、その体制についてはどうですか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 基本的には課には関係ございません。例えば、3つの係というのは、総務課と、それと農業振興、それと建設関係、ここが中心になってやっております、当然職員は異動があります。そうすると、そのどこかの課に回った人間を、要するに経験者を中心ということで組んでおります。

なお、3名体制ということなのですけれども、3名で体制を組むのは、水が増水して常にモーター動かしたり外を見なくてはいけないという初期の段階と、最後、モーターをいつとめるか、要するに現場を確認しながらやるといふときに、現場確認に2人が同行しなくては危険ですので、2人が外、中が1人という意味で3人なのですが、中間の監視をしている状況の中では2名ということで、その辺の人数の調整は状況によって行っております。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 いずれにしても、その稼働というか、監視にかかわる方に関しては人命がやはり一番大事ですので、その辺のところは十分気をつけていただきまして、排水機場の運転に関しましては、住民の安全、安心のためにもよろしくお願ひしたいと思います。

その機場に関してなのですが、今板倉町の町内には私が知っている限りでは海老瀬に邑楽東部第1、第2があつて、あと谷田川の下に谷田川の排水機場、あと飯野の上のほうに谷田川第1かな、の排水機場あるのですが、この4つだけでとりあえずは町内に降った雨を外のほうに排水するだけの機能が全て整っているのか、それともこの4つ以外にまだ排水機場というのがあるのでしょうか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 まず、排水機場の数の関係ですけれども、ただいま議員がおっしゃられた4つの施設

と、もう一つあります。小保呂排水機場、ゴルフ場の脇ですね、そこに1つあります。これは小さいものです。現在5つの施設となっております、板倉町が安全なのはこの施設があるからということで、能力的には大丈夫かと思っております。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 約5台あるわけですが、担当は、4台の担当者というか、その稼働させる担当というのはおのおの、みんな板倉町ではないと思うのですが、稼働にかけて職員が恐らく土木とか、国の関係とか来ると思うのですが、その辺の横の連絡というのはスムーズにいつているのか、それともおのおのが単独で排水機を回しているのか、その辺のところはどうなのでしょう。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 担当している部署といいますか、係ではないですね、国もありますので、それは国交省の関係と、あと群馬県、館林土木、それと板倉町の3つとなります。群馬県と館林土木と板倉につきましては、Y.P.13.5ということでポンプの監視水位は一応決めております。ただ、国に関しては、川の性質というのでしょうか、そういうものであるとか、あとは利根川を抱えた上流部の関係とかありますので、板倉、館林土木とはちょっと違うのではないかと考えています。具体的にはちょっと水位のほうは確認していませんけれども。もし運転を始めるとかやめるという場合には必ず連絡をお互いにとるようにしております。

なおかつ第1と第2については、先ほど高瀬課長のほうから説明があったと思いますが、川が連絡水路でつながっております、海老瀬川、連絡水路になるのですけれども。そうすると、雨が多く降ったときに第1だけでは処理できない場合には第2にも応援を頼む、その逆もあるわけですけれども、そういう意味で常に連絡はとるようにしております。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 それでは、一応排水機の関係はそこまでにして、その排水機の機能があるわけですが、町内にはそれを含めて水を一時的にためる遊水池機能が一応2つありますよね。仲伊谷田と、あと大箇野幹線遊水池ということがありますが、あとそのほか板倉町は昔からの地形の関係で沼等も結構ありますので、いろんな意味で一時的に降った雨がその遊水池とか、もしくは沼とか、池とか等にいったん吸収されて、やがては川のほうに流れてくるというような形がとれているのかなと思います。

その関係で、最後になりますが、水田と田畑に降った、たまった水がやがては板倉川とか、谷田川とか、大箇野川とかへ一応抜けていくわけなのですが、その過程において田畑の小さい用水路というのですか、あの用水路の関係をしばらく見てみますと、邑楽土地改良区のほうで3年か4年置きぐらいに細い排水路の関係をブルか何かで掘削しているのをよく見ます。ただ、あれですと、3年、4年たつと何かもとに戻ってしまつて、やはりこのぐらい掘った堀がやがてこうなつてきて、もとのところに戻ってくると、その繰り返しをしているのかなという感じがするのです。これを減らせば、そこの堀もかなり線路的には多いですから、その辺の排水路の整備の、恐らく掘り返し、掘り返しですといつになつても前へ出ていかないと思うのです。その辺のところの掘り返しの関係、今のところは特別、その繰り返しだと思うのですが、今後その辺の排水の関係の改善策というのが何かあればお聞かせ願いたいと思うのですが。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 ただいまのご質問なのですけれども、議員さんがおっしゃるとおり、農業用の排水路につきましては、末端の小排水路、これは呂楽土地改良区のほうの受益地においては、呂楽土地改良区が板倉川を境にしまして北側と南側を1年置きに、地域の総代さん等の要請を受けて、要は堆積したものを除去して水路の機能を維持しているというような状況なのですけれども、それ以上そこを整備する手法というのはなかなか現段階だと難しいというのが実態でございます。

ただ、しかしながら流末の水路につきましては、例えば昨年着手しました五箇谷地区、これは100町歩の農地を整備するわけなのですけれども、この100町歩を整備することで約6キロ近くの末端の排水路が3面化をされるということです、逆に言いますと、過去に内郷土地改良区なんかでもやはり60町歩ぐらいで8キロ程度の末端の水路が整備されています。そうすると、やはりある程度直接受益をこうむる農家の人たちが話し合いをして、その農地をどうしたいかというようなことの中で、やはり受益者負担もありきの中で面的な整備を実施して末端を整備させるというのが基本的な末端整備の考え方なのかなということで認識しているような状況でございます。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 そうしますと、土地改良区の事業を進めていかないと、実際にはその排水の関係の整備についてもなかなか進まないというのが現状ですね。最近はやっています中間管理機構によるあぜだけを取っ払うというか、そういう面積広げる工事を結構導入していると思うのですが、あれに関してはそういう排水路の整備とは全く考えずに、あくまでもあぜを取っ払うだけで、地権者というか、その辺のほうからそういう要望というか、それは何もないのですか。もしくはそういう条件のもとでやるから国庫補助が全部つくよということになっているのでしょうか。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 ただいまのご質問なのですけれども、逆に申しますと、末端の水路については、そういうふう受益者負担を伴うというような形での整備ということが基本なのかなと認識しているわけなのですけれども、主要な水路につきましては、基本的には生活の排水等々も流入していますので、町も呂楽の土地改良区のほうと協議、調整を図ってある程度整備を推進しているというようなところもあります。現在は板倉川の上流に当たります城沼排水路、これを今県営で何とか整備ができないかということで推進をしているわけなのですけれども、そこなどは逆に最近国の制度がいろいろ変わって、水路を単独で整備するという事業がなくなりつつあります。そういった中で、水路を整備する条件でそういう集積を図りなさいよという逆の条件がついてやろうとしているのが今言ったような主要な幹線道路を農家の人の協力を得て集積を図ることで整備を実施していこうというのが1つです。

議員さんがおっしゃっているのは、多分今の畦畔を取り除いて面積を拡大するというような内容かと思うのですけれども、これにつきましては、基本的には整地をして、必要に応じては全体のその事業費の中で許される範囲では地域の要望があれば水路を掘削することもこれは可能ですので、あくまでもその事業費の範囲の中でどこまでできるのかということはある程度ありますけれども、要望に応じては整地と水路の掘削も可能性としてはできる可能性あります。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 この関係に関しまして、やはり排水の一日も早い用水、集中豪雨とか台風の関係で一時的にやはり水田とか農道とかが冠水するのはやむを得ないと思うのですが、その降った後の排水が一日でも早く、一時間でも早く引けてもらえれば生活及び農産物、特に板倉の場合ですと農産物が結構ありますので、そちらのほうの被害もうちばになるのかなと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、住民健診についてお伺ひします。人生100歳時代とか最近言われるようになりましてけれども、うちの町としましては、町制施行60周年を機に健康寿命の延伸のために各種施策を実施しています。これらがいろいろとやっているわけですが、この健康教室とかをやっている一つのバロメーターとして、すぐにはやはり評価は出てきません。そんな中で、町で行っている年に1回の住民健診を実施していますが、この住民健診を先ほどの予算決算のときに聞きましたら、受診率が50%と、またがん検診におきましては20%、30%とかなり低い数字が今の実情でございます。ただ、国民健康保険ですとこれですが、一般のサラリーマンとか、会社員と申しますと、ほとんど9割、100%ぐらいの健康診断の恐らく受診をしていると思ひます。なかなか国民健康保険に加入している方がそこまで引き上げるのは難しいかなと思ひますが、ただ50%ですと恐らく半分ということですので、この受診率の向上、そしてこの健康診断を受けた後の数値を見ながら、個々自分の1年、2年、5年前の経過を見ながら、自分の今の体がどうなっているとかというのも一つのバロメーターになりますし、その辺の基準になりますので、やはり健康診断の受診率を上げて、自分の体の今の状態を知ってもらひたいと思ひますので、その受診率の向上について、担当課として今後どのように取り組んでいくか、お聞きしたいと思ひますが。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 ご質問の住民健診に対する取り組みということでございますが、健診関係につきましては、先ほどお話もございましたが、町内の会場、各公民館、保健センター等をご利用いただく集団健診、またかかりつけのお医者さん等医療機関等でも受けていただける個別健診、それと人間ドックの補助等も行っております。こういった機会を捉えて多くの機会の中で受診をいただけるような取り組みをさせていただいております。

この集団健診につきましては、土日も含めた日程の中で開催をさせていただいて、各地区の公民館で巡回という形で受けていただく。また、5月、6月、7月ということで今年度中心に行いましたが、この時期に受けていただけない方については10月にも受けていただくということで実施をいたしました。10月の最新の健診が終わった時点でまだ受診をいただいている方につきましては、国保の世帯の方に対しましては、はがきで11月末でしたら医療機関で受けていただける個別健診が受けていただけますという勧奨の通知もお送りさせていただきました。できるだけ日程等もお知らせしたいということで、平成27年度から毎年5月号で日程等も含めた特集、見開きで特集号も組まさせていただきますたりとか、あらゆる機会を捉えて広報等は行っております。

今後でもできるだけ受診いただけるような機会をとということで、受託機関との、検査機関との関係で今年度は昨年よりも開催集団健診の日数が3日減ってしまいました。そういうことで、受診件数、受診者の方も若

干減ったりとか、会場が込んだりして大変ご迷惑をしたということで、依頼先財団のほうには文書でその点について踏まえて、来年日程等をふやすということで要望等もさせていただいておりますので、今後とも受診をしていただけるような働きかけとか環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 住民健診に関しましては、群馬県健康づくり財団のほうに恐らく町は一応お願いしていると思うのですが、その中でいろいろと担当課として日数を増やしてほしいとか、日曜日にやってほしいとか、もしくは前のアンケートを見ますと、何かレディースというか、女性の方が男性と一緒に受診するとなかなかあれはということで、女性の特典というか、そういうことで一応受診を受けやすいような設定とかそういうのをやっているわけですが、実際にそこに来てもらわないとやはり意味がないと思うのです。実際に受けている方がやはり少ないということで、これ男性、女性とも余り変わらず、もしくは送るのでしたら、もし旦那さんが余り行かないようでしたら奥さんのほうから強く要望してもらおうとか、家族宛てでそういう催促のやつを出すとか、そういうのを何か一つ考えてもらったらいいかなと思うのですが、その辺の再考はどうでしょうか。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 今受診についてご家族宛てでということでお話ありましたが、先ほどの国保の未受診の方についての、11月いっぱいまででしたらまだお医者さんで受けていただけるという通知については、世帯主の方、先ほど申しあげました世帯主の方宛てでお送りさせていただきました。ですから、中には自分は受けたのだけれどもこういうはがきが来たよというお問い合わせとかご連絡をいただいた方もいらっしゃいました。中にはご家族のこの方が受けていらっしゃるのではがきをお送りさせていただきましたという説明をさせていただきましたので、そういう中で、あれ、誰が受けていないのかなという形で反応していただいたというような方もいらっしゃいます。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 時間があと5分ぐらいですので、健診会場ちょっと飛ばさせてもらいます。次の機会に。

一番最後の野焼きの現状と対策についてちょっと質問させてもらいます。この野焼きの現状と対策に関しまして、この間板倉消防署にちょっと行ってきまして、今年、去年の火災の件数をちょっと聞いてきました。あと内容ですね、それを聞いてきました。内容でいきますと、建物火災、去年は建物火災が4件、そのほかたき火というか、枯れ草を燃やした後の延焼というか、その関係が8件、今年に入っては、建物火災が1件、たき火等の後始末の延焼というか、その関係で11件ということが出ています。もともとこれは平成13年でしたか、廃棄物処理法の関係で変更されまして、一般家庭で出たごみは一般の家庭のドラム缶とかブロック塀で昔燃していましたが、それはダイオキシンとか温暖化の関係で禁止にするという法令が出ました。その関係で基本的には屋外で物を燃してはいけないということが決まっています。ただ、例外的に落ち葉とか、あぜにある枯れ草とか、もしくは神事のお札とか、そういうものを燃すのはやむを得ないだろうということで聞いております。火災の原因となっているたき火の後始末、いわゆる枯葉とか、落ち葉とか、その辺の燃し

た後の後始末が悪いためにこれが恐らく発生していると思うのですが、この辺のことが1つと、もう一つは、野焼きに関して住民から苦情もしくは近隣の方から資源化センターのほうに苦情等の問い合わせがどのぐらい、あるかわからないのですが、あったか、もしくはあった場合にはどういう対応をしたのか、ちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○青木秀夫議長 山口環境水道課長。

[山口秀雄環境水道課長登壇]

○山口秀雄環境水道課長 それでは、ただいまのご質問にご答弁させていただきたいと思います。

野焼きというのは、ただいま議員おっしゃられましたように、原則はもう法律上は禁止ということになっておりまして、それと群馬県にも生活環境を守るための条例というのがありますので、そちらでも禁止というのがあります。ただ、それ以外にやむを得ずというのが先ほど議員さんがおっしゃられた例があるということが現状であります。そういう関係で資源化センターのほうに、こういうふうに燃しているのだけれども何とかという苦情は確かに現実的にございまして、平成27年度が10件ございました。28年度は7件、今年、今年度は11月現在で昨年と同じ7件という内容が発生をしております。ただ、この内容としましては、先ほどありましたように、小規模、刈り取った草だとか落ち葉とかを燃やして、それが煙が来るとか、そういうことでの苦情がほとんどということでありまして、以前農地で燃やしたものとかがという苦情このところは実質的に寄せられるものとしては少なくなっているというのが現状でございます。

以上でございます。

○青木秀夫議長 小林議員。

○1番 小林武雄議員 時間もあと一、二分ですので一応この辺で終わりにしたいと思うのですが、いずれにしてもこれから火災シーズン、12月、1、2、3月入ってきますので、その辺の取り締まりは十分していただきたいと思います。また、消防団とか、消防署とか、婦人防火クラブとも夜の警鐘を鳴らしながら火災が起きないようにということでやはりやっていますので、そういう意味ではそういう団体とも連携とりながら、火災が発生しないような方策もやはりやっていってもらえればと思います。

あと野焼きと火災とはまた幾らか性質は違うのですが、その残りで火災が発生すると消防署がやはり出ていきますので、基本的には例外をいかに取り締まる、取り締まると言うとな怒られてしまうのですが、その辺のところを管理、指導というのもやはりやっていったほうがいいかなと思うのと、このシーズンに入ってきたからこそ火災予防のイメージづけとか、そういうのをやはり町民の方にしつこく、しつこくやっていってもらえればと思いますので、よろしく願いいたします。

時間ですので、私の質問は以上で終わりにしたいと思います。

○青木秀夫議長 山口環境水道課長。

[山口秀雄環境水道課長登壇]

○山口秀雄環境水道課長 議員おっしゃるとおりでございまして、実は板倉管内でそういう事例がないかということで館林警察署にちょっと最近行ってきたのですけれども、やはり警察のほうも通報があればこれは行くという中で、基本的には一時的なものとか、ちょこっとした小規模なものについては注意をして、やめなさいという形で来るのですが、やはり悪質なものというの中にはあって、板倉の場合は今年は1件検挙されたという事例があるという話は聞いております。引き続き警察も同じようなことがあればすぐ行って、

法律に基づいてそういう措置をとるということをございますので、そういう意味ではそういうことをPRも含めて町のほうでも広報したいなというふうに考えております。

○1番 小林武雄議員 よろしくお願ひします。

以上で質問終わらせてもらいます。大変ありがとうございました。

○青木秀夫議長 以上で小林武雄議員の一般質問が終了しました。

---

○議案第38号 平成29年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について

議案第39号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

議案第40号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第41号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第42号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○青木秀夫議長 引き続き、日程第2、議案第38号 平成29年度板倉町一般会計補正予算(第4号)についてから、日程第6、議案第42号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてまでの5議案を一括議題といたします。この5議案は予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

小森谷予算決算常任委員長。

[小森谷幸雄予算決算常任委員長登壇]

○小森谷幸雄予算決算常任委員長 お疲れさまでございます。昨日行われました補正予算審査結果についてご報告をさせていただきます。

それでは、予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、補正予算5議案であり、昨日の本会議終了後に審査を行いました。

審査の内容につきまして申し上げますと、各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。細部につきましては、各議員十分ご承知のことと思っておりますので、省かせていただきます。

続いて、審査結果について申し上げます。

初めに、議案第38号 平成29年度板倉町一般会計補正予算(第4号)につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、原案のと

おり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○青木秀夫議長 委員長による報告が終わりました。

初めに、議案第38号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### ○散会の宣告

○青木秀夫議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

今後の日程ですが、明日7日は総務文教福祉常任委員会を開催し、付託案件審査及び所管事務調査を行い、

8日は産業建設生活常任委員会を開催し、付託案件審査及び所管事務調査を行います。

休日を挟んで11日は休会とし、最終日の12日には委員会付託案件の審議決定、閉会中の継続調査、審査について決定する予定となっています。

本日はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 （午後 2時40分）